

YAMAGATA



山形市 文化創造都市 推進基本計画

YAMAGATA CITY
CULTURAL CREATIVE CITY
PROMOTION ACTION PLAN

令和 4 年 4 月 山形市

この基本計画の推進により、これらのSDGsの達成に貢献することを目指します

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



はじめに

山形市長 佐藤 孝 弘



山形市には、連歌の達人として名をはせた最上義光公や上方文化を伝えた最上紅花商人が育んだ文化が今も色濃く残されています。市内には多くの歴史的・文化的な建造物があり、名勝史跡「山寺」や雄大な蔵王連峰、四季折々の表情を見せる豊かな環境の中で、本市の多彩な文化芸術が生まれ、育まれてきました。

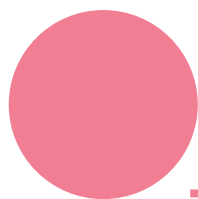
国際的に評価が高い「山形国際ドキュメンタリー映画祭」、東北で唯一の芸術系大学「東北芸術工科大学」、本市に拠点を置くプロオーケストラ「山形交響楽団」など、本市の文化環境は充実しており、こうした山形の多彩な文化資産と人々の関わりが認められ、平成29(2017)年に「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟を果たしました。

これらの文化資産に多くの人に関わることで、さらに創造性が発揮され、新たな価値を創造する「文化創造都市」の概念を広く市民の皆様と共有すべく、山形市は、このたび「山形市文化創造都市推進条例」を制定いたしました。本計画は、条例に掲げる7つの基本理念を基に、今後の方向性と基本的な施策をお示しするものです。

令和4年9月には、創造都市の拠点施設となる「やまがたクリエイティブシティセンターQ1(キューイチ)」がオープンします。これまで以上に文化創造都市としての魅力を国内外に力強く発信し、市民の皆さんをはじめ、多くの人々と創造性あふれるまち・山形を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提案をくださいました山形市文化創造都市推進懇話会の委員の皆様、アンケート調査や意見交換にご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年4月



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 山形市の動き	2
(2) 国・県の動き	4
3 計画策定の目的	5
4 計画の位置づけ	7
5 計画期間	7
6 対象とする文化の範囲	8
第2章 山形市の文化における現状と課題	9
1 山形市における文化を取り巻く現状	9
(1) 文化活動の状況	10
(2) 文化施設の利用状況	11
(3) 指定文化財件数の推移	13
2 これまでの施策における取組	14
3 文化創造都市の推進に関するアンケート調査における現状と課題	16
4 山形市文化創造都市推進懇話会における意見	24
5 今後に向けた課題	26
第3章 目指す姿と施策の展開	29
1 目指す姿 - 文化創造都市の形成 -	29
2 基本的施策	29
基本的施策1 創造的活動のための機会の充実	30
基本的施策2 創造的活動を支える環境の整備及び活用	31
基本的施策3 創造的活動の担い手の育成及び支援	32
基本的施策4 文化財の保存及び活用	33
基本的施策5 文化を活かした様々な分野との連携の強化	34
基本的施策6 ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進 及び創造的活動を通じた国内外への情報発信	35

第4章 計画の推進にあたって	36
1 推進体制	36
2 進行管理	37
3 成果指標	37

参考資料

1 文化創造都市推進基本計画の策定関係資料	
（1）策定経過	39
（2）山形市文化創造都市推進懇話会構成員（令和4年1月1日現在） ...	40
（3）山形市文化創造都市推進条例	41
（4）文化創造都市の推進に関するアンケート調査結果	45
2 文化創造都市の推進に関する主な事業の概要	
（1）創造都市推進事業	63
（2）Q1プロジェクト推進事業	67
（3）山形国際ドキュメンタリー映画祭	68
3 ユネスコ創造都市ネットワーク	69

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形市では、平成19年3月に「山形市文化振興ビジョン」を策定し、市民一人ひとりが自主的で積極的に行う文化活動への支援や、市民が文化に触れる機会を創出するための環境整備を行うとともに、豊富な文化資産を活用しながら地域の魅力を発信するなど、数多くの文化施策や事業を通して、「文化を活かすまちづくり」に取り組んできました。

この間、平成29(2017)年10月には、ユネスコ創造都市ネットワークの映画分野において加盟認定を受けたことを契機として、Q1プロジェクトなど、文化と創造性を活かした連携による地域活性化の取組を推進しています。今後、様々な立場の人々の連携により、「文化創造都市」の概念をベースとした持続的発展が可能なまちづくりをさらに進めていくため、その基本理念などを定めた「山形市文化創造都市推進条例」を令和4年4月に施行しました。同条例において、その基本理念に基づき、文化創造都市の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、文化創造都市の推進に関する計画を定めることとしました。

一方、国の文化施策は、平成29年の文化芸術基本法の成立により、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等文化芸術に関連する分野の施策も取り込んだ、総合的な文化に関する施策の推進へと方向性が転換されました。また同法においては、地方公共団体が文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）を定めることが努力義務とされました。

山形市は、同法及び同条例に基づき、現行の文化振興ビジョンに代わって、本市の文化創造都市の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、山形市文化創造都市推進基本計画（以下「本計画」とします。）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 山形市の動き

山形市では、平成 29 (2017) 年、『UNESCO Creative Cities Network』(ユネスコ創造都市ネットワーク) (参考1) に、国内で初めてとなる映画分野での加盟認定を受けました。これを契機に、映像文化をはじめ、音楽、食文化、伝統工芸など多彩な文化の創造性や地域資産に磨きをかけ、それらを活用することにより、観光や産業等の活性化と持続的発展が可能なまちづくりに取り組むとともに、国内外の創造都市との交流、連携を進めています。



加盟認定時の市長記者会見

令和2年2月には、「山形市基本構想」(参考2)を一部変更し、「創造的なまちづくり」に取り組むことを新たに明記し、各種施策を展開しています。

そして、令和4年3月には、文化創造都市の推進に関する基本理念や市の責務等を明文化した「山形市文化創造都市推進条例」(参考3)を制定し、文化創造都市を総合的かつ計画的に推進することで、市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまちづくりを進めることとしています。

参考1

ユネスコ創造都市ネットワーク

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が、文化の多様性を保持するとともに、都市が持つ創造の力・文化による発展可能性を都市間連携により最大限発揮させる枠組みとして「ユネスコ創造都市ネットワーク」事業を平成 16(2004)年に開始しました。

同ネットワークでは、7分野（映画、デザイン、伝統工芸、メディアアート、音楽、食文化、文学）において、世界の特色ある都市を認定しています。

詳しくは、69 ページをご覧ください。

参考 2

山形市基本構想〔令和 2 年 2 月 一部変更〕（抜粋）

第 1 章 5 山形で育まれた文化を活かすまちづくり

本市には、連歌の達人として名をはせた最上義光公や上方文化を伝えた最上紅花商人の時代から息づく文化があり、それが現在のまちづくりにも大きな影響を与えています。また、長い時間をかけて熟成され、育まれてきた食文化や伝統工芸、地域性豊かな郷土芸能、市民が支え生活に深く根付いた音楽文化などの多彩な文化があり、それらを身近に親しむことのできるまちです。

平成 29 年 10 月、本市が有する映像文化を育む環境が高い評価を受け、本市は、日本で初めてユネスコ創造都市ネットワーク映画分野への加盟が認められました。この加盟を契機として、本市の多彩な文化を産業・観光・教育の振興に活かすまちづくりに取り組むとともに、国内外の創造都市との交流・連携を進めています。

私たちは、芸術・文化をはじめ、産業や歴史、伝統、そして、それを支える人々を地域資産と捉え、本市の地域性を背景に、多様な価値観や時代の変化に柔軟に対応する受容性を尊重し、都市の持続的な発展に寄与する創造的なまちづくりに取り組みます。

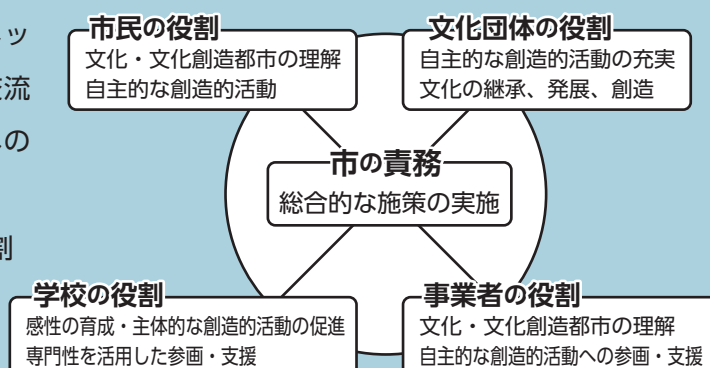
参考 3

山形市文化創造都市推進条例の主な内容

(1) 基本理念

- ・ 市民の自主性の尊重
- ・ 創造性の尊重
- ・ 市民が等しく文化を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備
- ・ 文化の多様性の尊重と、文化を通じた郷土への誇りと愛着の育成
- ・ 世代間交流による子どもたちの創造性の育成
- ・ 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野の施策との有機的な連携
- ・ ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進・国内外への情報発信

(2) 市の責務と市民等の役割



※条例全文は 41 ページからの参考資料をご覧ください。

(2) 国・県の動き

① 国の動き

時 期	項 目	概 要
平成 29 年 6 月	文化芸術基本法への改題（文化芸術振興基本法の一部改正）	○文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策をこの法に取り込む ○文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する旨を明記 ○地方文化芸術推進基本計画の策定が地方公共団体の努力義務となる
平成 30 年 3 月	文化芸術推進基本計画の策定（H30-R4 5か年）	○文化芸術のもつ本質的価値と社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用する
平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	○文化芸術を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る ○障害者による文化芸術活動の推進
平成 31 年 4 月	文化財保護法の改正	○地域における文化財の総合的な保存・活用を図る
令和 2 年 5 月	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行	○文化についての理解を深める機会の拡大、国内外からの観光旅客の来訪促進により、文化及び観光の振興、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る

② 県の動き

時 期	項 目	概 要
平成 30 年 3 月	山形県文化基本条例の制定	文化の振興等、文化に親しむ環境づくり・文化を育む人づくり、文化を活用した社会づくり
平成 31 年 3 月	山形県文化推進基本計画の策定（R1-R5 5 か年）	条例に掲げる文化の推進に関する基本的施策ごとに目指す姿と施策の方向性を定める

3 計画策定の目的

本計画の策定により、様々な立場の人々がお互いに認め合い協力しながら、

① 多彩な文化の継承・発展・創造

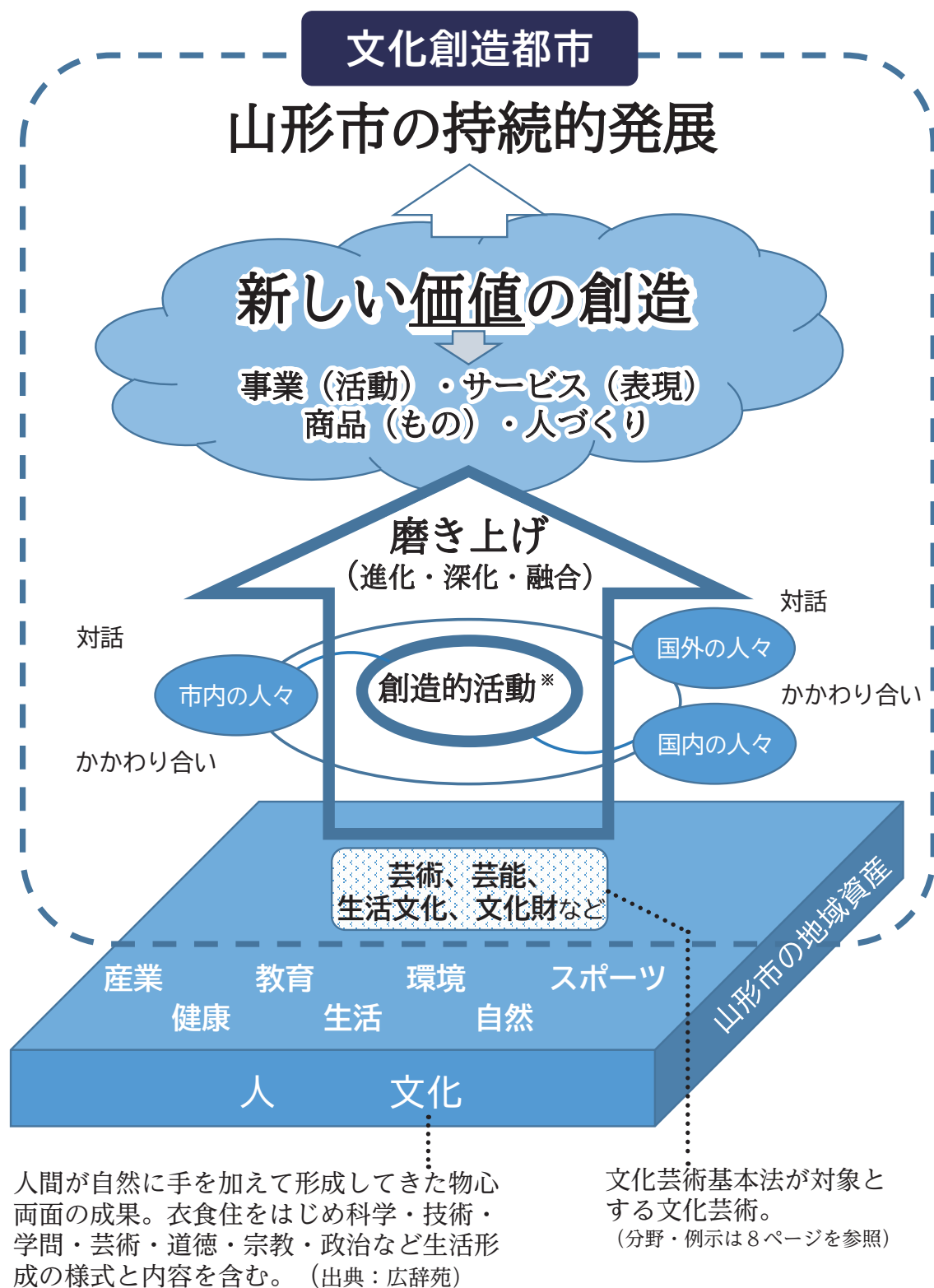
② 文化と他の分野との連携による新しい価値（表現やサービス、事業など）の創造

に具体的に取り組み、①②の好循環により市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまち「文化創造都市」を推進します。

なお、本計画でいう「文化」とは、8ページに記載している文化芸術基本法がその対象としている「文化芸術」とします。

山形市には、次ページの図にあるとおり、産業やスポーツなど多彩な地域資産があります。山形市発展計画 2025 では、それぞれの地域資産に創造性を活かして「創造都市の推進」に取り組んでいますが、本計画では、8ページに記載している「文化」を軸に、創造性を活かした取組を実施します。

創造都市のイメージ図

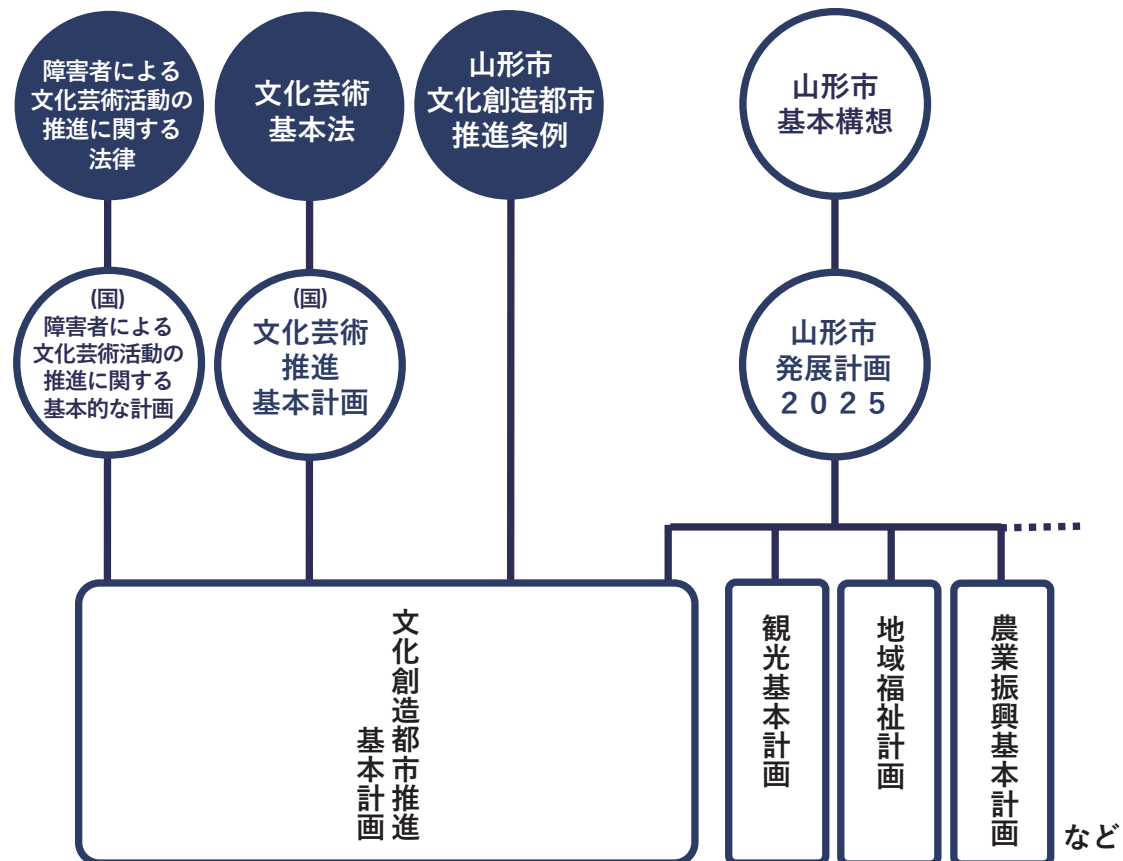


※ 創造的活動 文化活動及び文化と他の分野の連携により、事業（活動）、サービス（表現）、商品（もの）、人づくりその他の新しい価値を創出する活動

4 計画の位置づけ

本計画は、「山形市基本構想」及び「山形市発展計画2025」を上位計画とした個別計画であり、文化創造都市の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画です。文化振興を図ることに加え、観光、教育、産業等の他分野との連携による各種施策の方向性を示し、「観光基本計画」、「地域福祉計画」などの他の関連計画との整合性を図ります。

また、本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進基本計画及び山形市文化創造都市推進条例第11条第1項に基づく基本計画として位置づけるほか、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等の趣旨も踏まえたものとします。



5 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

6 対象とする文化の範囲

本計画において対象とする文化の範囲は、文化芸術基本法で対象としているものと同一とします。

主な分野	例 示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※ 例示されていないものを対象外とするものではありません。

第2章

山形市の文化における現状と課題

1 山形市における文化を取り巻く現状

山形市は、令和4年に創立50周年を迎える「山形交響楽団」の活動や、世界的名画の鑑賞の場であり市民の作品発表の場でもある「山形美術館」、平成元年から継続して開催し、国際的にも評価が高い「山形国際ドキュメンタリー映画祭」、9流派で組織する「山形茶道宝紅会」の協力により開催される全国的にも珍しい大寄せの茶会「鈍翁茶会」(参考4)など、市民の生活に根付いた多彩な文化があり、それらを身近に親しむことができるまちです。

また、平成4年に開学した「東北芸術工科大学」は、芸術系の専門性を有する教育機関として、「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身に付け、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」(東北芸術工科大学の教育目的より抜粋)を行っています。

平成29(2017)年には、そうした多彩な文化活動が高く評価され、山形市はユネスコ創造都市ネットワークに加盟認定を受けました。

加盟認定を契機として、まちづくりに「文化創造都市」の概念を活かす取組は、すでに始まっています。例えば、「山形のクリエイティブと産業を暮らしでつなぐ」というコンセプトで始まった「Q1プロジェクト推進事業」では、創造都市やまがたの拠点施設として「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」の整備が進められており、令和4年9月のオープンを予定しています。

参考4 鈍翁茶会

全国に先駆けて建設された公共の茶室「宝紅庵」の落成(昭和54年)と、近代茶の湯の興隆に大きな功績を残した、明治・大正期の実業家・数寄者・茶人として高名な「益田鈍翁」遺愛の蹲踞つくばいや灯籠などの寄贈を記念し、昭和60年から市内で活動する各流派が協力して開催している全国的にも珍しい茶会です。

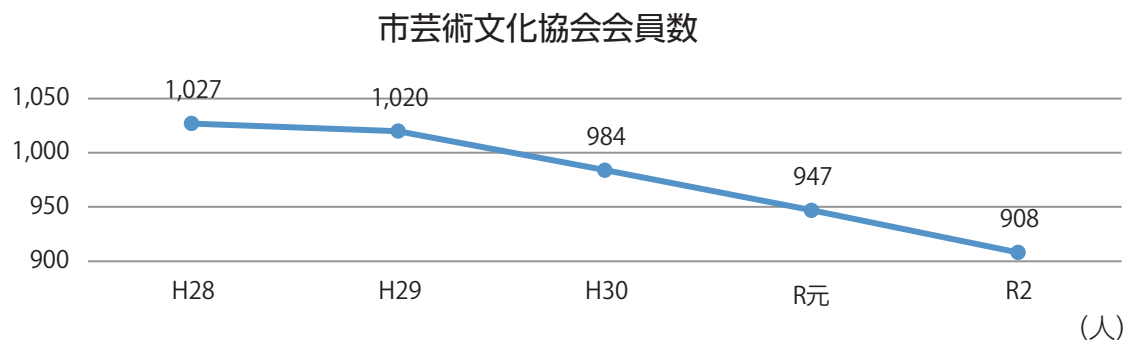


(1) 文化活動の状況

① 山形市芸術文化協会の会員数

山形市芸術文化協会は、山形市における芸術文化の向上に寄与することを目的に、組織された民間団体です。多くの会員を有し、積極的に文化活動を行い、山形市における文化の中心的な団体です。

しかし、会員数は年々減少しており、令和2年度は、平成28年度に比べ119人、11.6%減少しています。

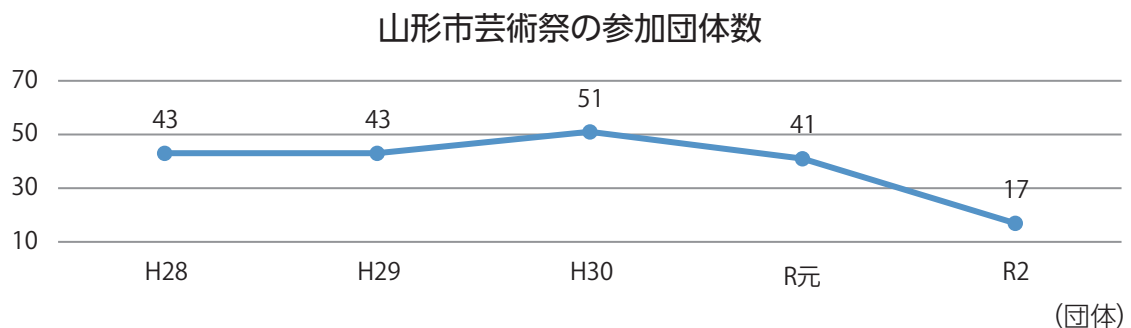


H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
1,027	1,020	984	947	908

【山形市企画調整部文化振興課調べ】

② 山形市芸術祭の参加団体数

山形市芸術祭は、市民と共に創り、共に参加し、交流を深め合う芸術文化の祭典として、毎年9月から1月までの5か月間にわたり開催されます。参加団体は40団体ほどで推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、17団体と大幅減となりました。



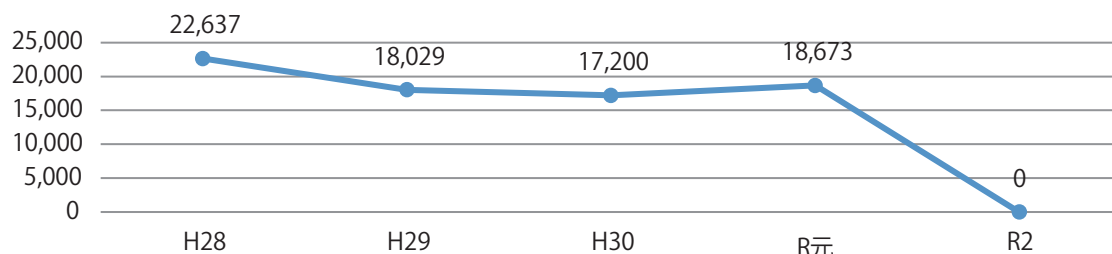
H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
43	43	51	41	17

【山形市企画調整部文化振興課調べ】

③ 各文化施設の入館者数

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公民館での文化祭は中止となりました。

市内公民館における文化祭参加者数



H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
22,637	18,029	17,200	18,673	中止

※ 中央、東部、西部、南部、北部、江南、霞城、元木の8公民館の合計

H29 霞城公民館 工事のため休止、H30 中央公民館 工事のため休止

【山形市企画調整部文化振興課調べ】

(2) 文化施設の利用状況

① 公共ホールの稼働率

市内の公共ホールの稼働率は、同規模の自治体の平均（10万人～30万人の市・特別区のホール稼働率 62.6% (H30)）（出典：令和元年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書（（公社）全国公立文化施設協会））と比べ、上回っているホールが多い状況です。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいます。

区分	施設名	諸室名	稼働率				
			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
市有施設	山形市民会館	大ホール	67.2%	63.9%	63.6%	73.1%	36.2%
		小ホール	53.8%	59.3%	58.0%	60.4%	25.1%
	山形テルサ	テルサホール	62.3%	57.4%	64.1%	61.4%	36.2%
		アプローズ	65.5%	69.4%	73.5%	72.5%	43.5%
	中央公民館	ホール	63.8%	59.7%	67.3%	82.2%	5.5%
その他	山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）	ホール	-	-	-	-	50.2%
平均			62.5%	61.9%	65.3%	69.9%	32.8%

※ 山形県総合文化芸術館はコロナ禍の令和2年3月に開館した施設。

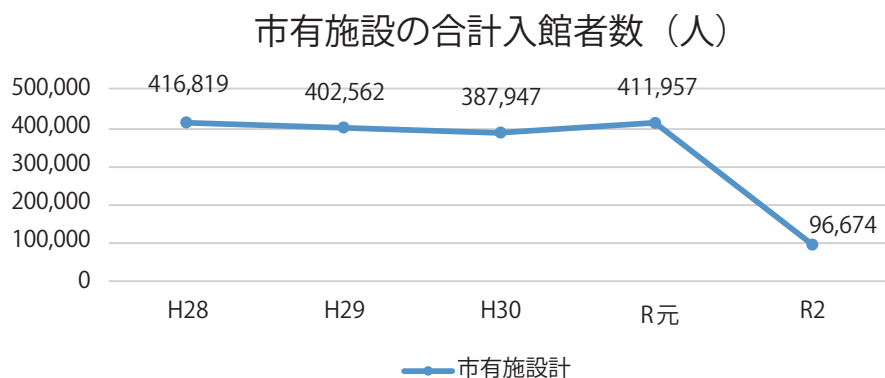
令和3年度の稼働率は70%程度の見込み（参考）

【山形市企画調整部文化振興課調べ】

② 市有文化施設の入館者数

下表に記載している市有施設の合計入館者数は、平成 28 年度以降ほぼ横ばいの状況が続いており、令和元年度は 41 万人でした。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいます。



（人）

施設名	入館者数（利用者数）				
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
山形市民会館 （大小ホール）	139,373	127,484	129,184	132,658	19,229
山形テルサ （ホール・アプローチ）	157,462	143,409	144,213	142,601	39,399
中央公民館ホール	33,057	41,769	22,448	36,154	1,185
山形市郷土館	26,511	28,980	32,286	41,676	15,882
山寺芭蕉記念館	16,251	17,539	19,013	17,377	6,327
最上義光歴史館	26,069	25,303	22,503	25,030	12,878
清風荘	18,096	18,078	18,300	16,461	1,774
市有施設計	416,819	402,562	387,947	411,957	96,674

〈参考〉

施設名	入館者数（利用者数）				
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
山形県総合文化芸術館 （やまぎん県民ホール）	—	—	—	—	194,126
山形県郷土館（文翔館）	162,300	143,100	161,400	155,900	50,900
山形県立博物館	41,857	39,814	39,619	35,806	19,415
教育資料館（山形県立博物館分館）	3,003	3,013	2,543	1,991	1,431
山形美術館	102,351	86,669	72,504	91,525	30,202
山形県芸文美術館	28,058	37,073	37,785	35,586	26,410

【山形市企画調整部文化振興課調べ】

(3) 指定文化財件数の推移

(件)

指定種別	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
国指定重要文化財 (国宝含む)	24	24	24	24	24	24
山形県指定文化財	86	86	86	86	86	86
山形市指定文化財	81	86	86	86	88	90
国登録文化財	19	19	19	19	21	21
合計	210	215	215	215	219	221

※各年度4月1日時点

2 これまでの施策における取組

本市では、平成19年3月に策定した「山形市文化振興ビジョン」において、4つの基本的方向性を掲げ、以下のとおり文化振興に関する施策に取り組んできました。

基本的方向性1 市民が主役のまち

実施した主な取組

- ◆ 山形交響楽団、山形美術館などの文化活動の支援
- ◆ 鈍翁茶会等の文化イベントの開催支援
- ◆ 山形市芸術祭の開催
- ◆ 山形市芸術文化懇談会
- ◆ 顕彰（山形市民文化賞・伝統的工芸産業技術功労者褒章等）
- ◆ 図書館ボランティア等文化に係る市民ボランティアとの協働

基本的方向性2 文化を活かすまちづくり

実施した主な取組

- ◆ 「最上義光公没後 400 年記念事業」の実施（平成25年度）
- ◆ フィルム・コミッション推進事業※¹
- ◆ 山形ビエンナーレ※²等の開催協力
- ◆ 伝統的工芸産業後継者育成事業の実施

基本的方向性3 文化を未来につなげる

実施した主な取組

- ◆ 市民会館における小中学校鑑賞教室（音楽・演劇）の実施
- ◆ 市による公設の劇団「山形市児童劇団」の運営
- ◆ 魅力ある学校づくり推進事業の実施
- ◆ 地域の伝統文化「だんごさし体験教室」など文化を継承する取組の実施

※¹ 観光の振興及び地域の活性化を図ることを目的として行う映画、ドラマ、CMなどのあらゆる映像作品の誘致、撮影支援

※² 東北芸術工科大学が2年に1度主催する芸術祭

基本的方向性4 文化の保存・継承

実施した主な取組

- ◆ 市指定文化財の指定
- ◆ 文化財の保存・修理
- ◆ 山形市文化財成果展の開催
- ◆ 山形市郷土館の管理運営
- ◆ 霞城公園整備事業（史跡「山形城跡」）
- ◆ 地域の民俗芸能団体への支援



鈍翁茶会の供茶式



最上義光公没後 400 年記念事業

3 文化創造都市の推進に関するアンケート調査における現状と課題

(1) 調査の概要

【調査対象者】 住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民 2,000 人

【調査期間】 令和3年7月15日(木)～8月23日(月)

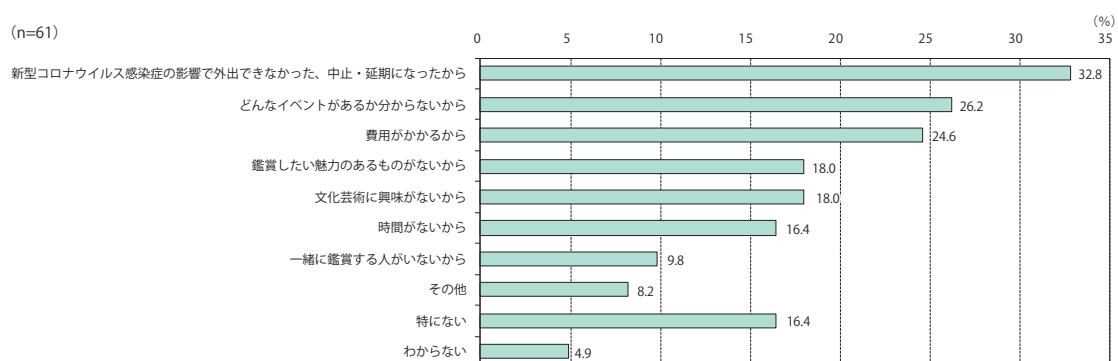
【調査方法】 郵送配布・郵送回答による本人記入方式

【回収結果】 有効回答数 645 件 (有効回答率 32.3%)

(2) アンケート調査(抜粋)による主な現状・課題

① 最近2年間で文化芸術を鑑賞しなかった理由

鑑賞しなかった理由では、「新型コロナウイルスの影響」とする回答が 32.8%と最も多く、次いで「どんなイベントがあるか分からない」が 26.2%でした。他に「費用がかかる」「時間がない」とする回答も多くありました。



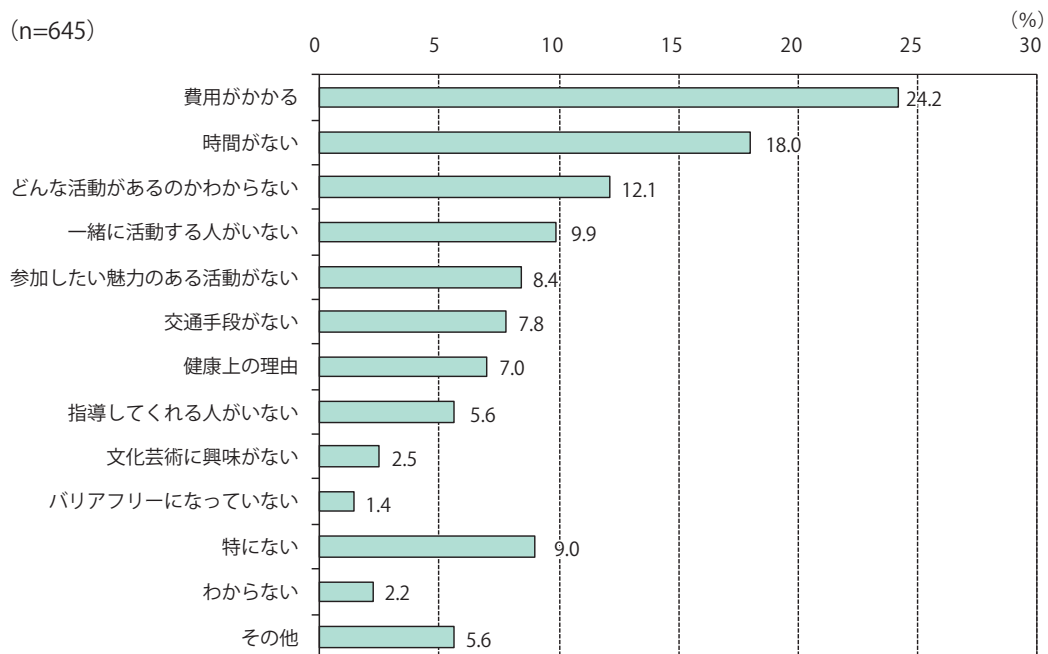
〈現状と課題〉

新型コロナウイルス感染症の影響で鑑賞の機会が減少しています。また、情報の不足が文化芸術の鑑賞をしない理由の一つとなっており、周知・広報の強化が課題となっています。

※ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人) を表している。

② 文化芸術の鑑賞・活動を行う上での問題

「費用がかかる」が24.2%で最も高く、次いで「時間がない」が18.0%、「どんな活動があるのかわからない」が12.1%となっています。

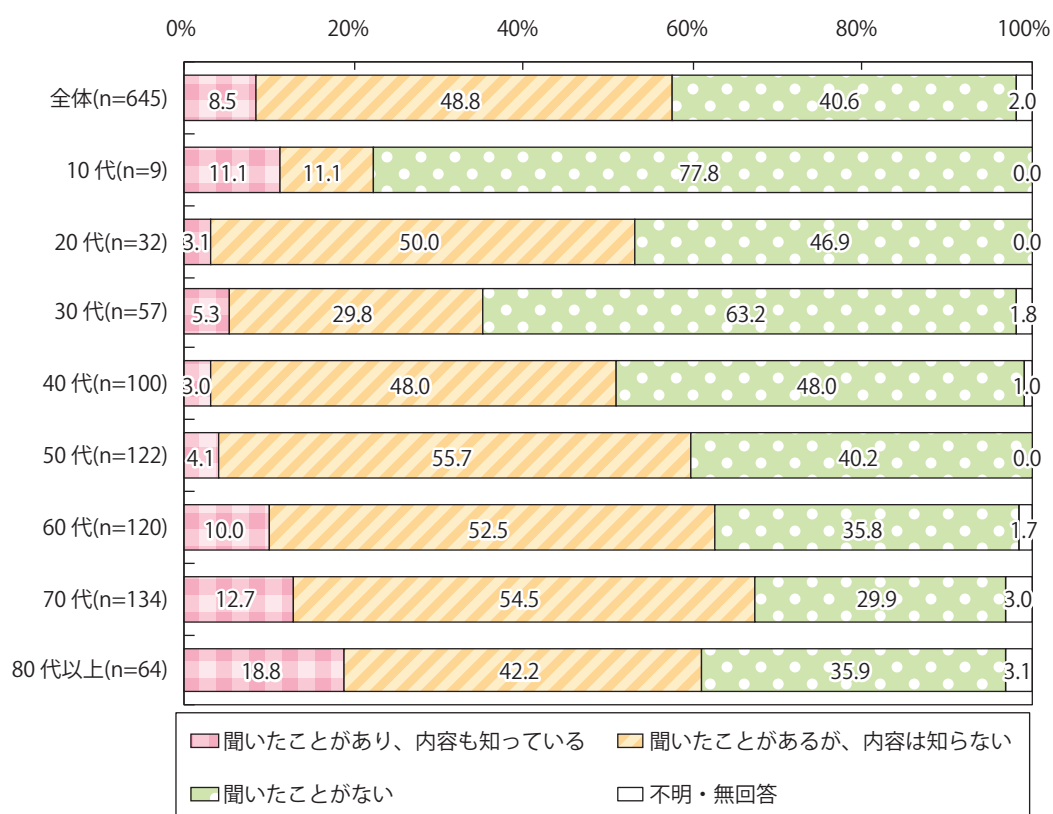


〈現状と課題〉

「費用がかかる」、「時間がない」、「どんな活動があるのかわからない」ことが挙げられています。暮らしや各年代により様々な状況があることを考慮した上で、それぞれの問題にかかわらず参加できる文化芸術に関する取組に潜在的なニーズがあると考えられます。また、情報の不足が文化芸術の活動をしない理由の一つとなっており、周知・広報の強化が課題となっています。

③ 「文化創造都市」の認知度

「文化創造都市」という言葉を聞いたことがあるかについては、全体で「聞いたことがあるが、内容は知らない」が48.8%、「聞いたことがない」が40.6%で合わせて89.4%を占め、「聞いたことがあり、内容も知っている」は8.5%となっています。



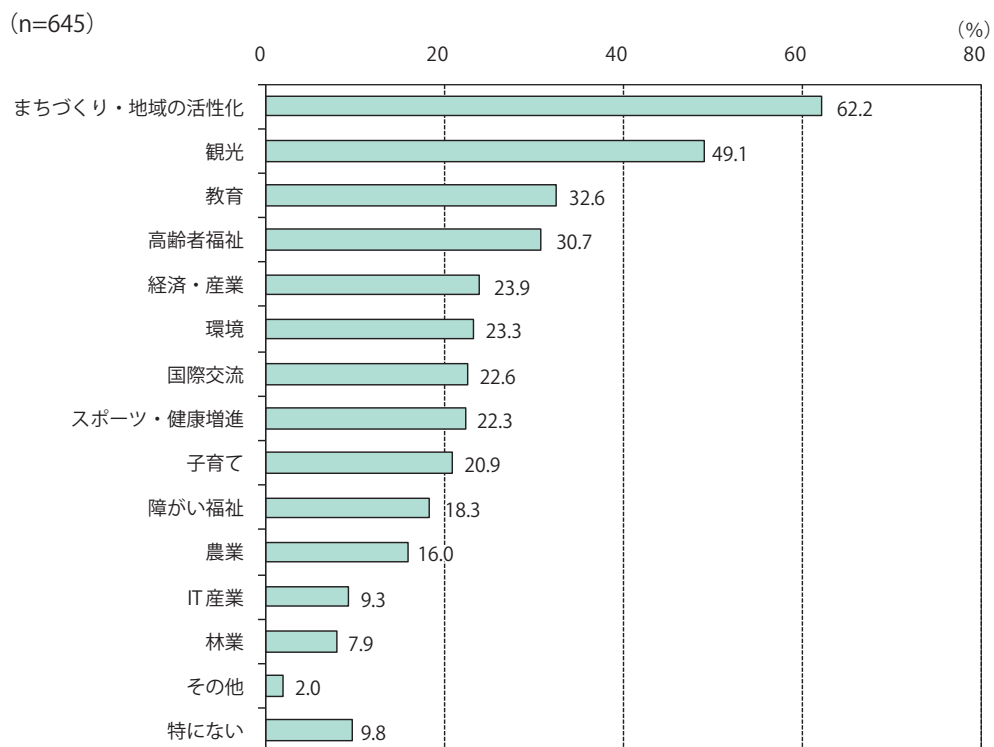
〈現状と課題〉

「聞いたことがあり、内容も知っている」は全体の8.5%にとどまっており、認知度不足が課題となっています。今後、文化創造都市の推進に向けて、市民の方にもわかりやすい形で周知を図っていく必要があります。

④ 山形市の発展に向けて、文化芸術を活かした方が良いと感じる分野

文化芸術を活かした方が良いと感じる分野については、「まちづくり・地域の活性化」が62.2%で最も高く、次いで「観光」が49.1%、「教育」が32.6%となっています。

年代別にみると、10代と20代、50代以上で「まちづくり・地域の活性化」、30代と40代で「観光」が最も高くなっています。また、50代では「経済・産業」、70代以上で「高齢者福祉」が他の年代と比べて高くなっています。



【年代別】

単位 (%)	n (人)	まちづくり・地域の活性化	観光	国際交流	経済・産業	健康増進・スポーツ	高齢者福祉	障がい福祉	子育て
10代	(9)	88.9	77.8	11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	33.3
20代	(32)	56.3	46.9	18.8	21.9	12.5	18.8	15.6	37.5
30代	(57)	49.1	52.6	21.1	19.3	17.5	17.5	17.5	29.8
40代	(100)	55.0	57.0	23.0	25.0	21.0	18.0	20.0	20.0
50代	(122)	72.1	55.7	29.5	34.4	24.6	30.3	24.6	14.8
60代	(120)	64.2	45.8	27.5	20.8	23.3	31.7	20.0	22.5
70代	(134)	64.2	45.5	17.9	23.9	24.6	38.8	12.7	17.9
80代以上	(64)	57.8	35.9	15.6	14.1	25.0	54.7	15.6	20.3
不明・無回答	(9)	57.1	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3

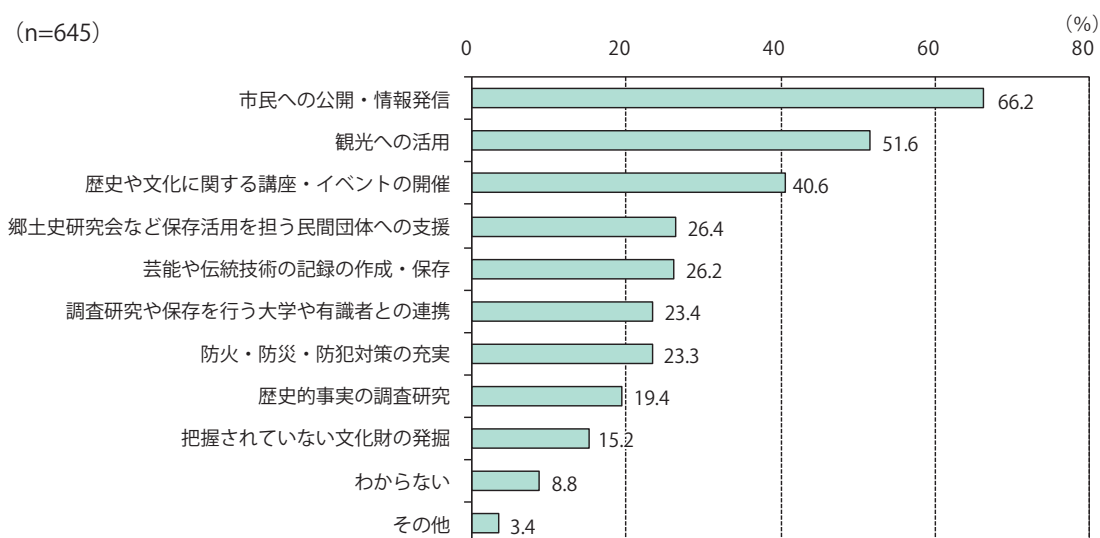
単位 (%)	教育	環境	農業	林業	IT産業	その他	特にない	無回答・不明
10代	55.6	22.2	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0
20代	50.0	18.8	9.4	3.1	9.4	3.1	6.3	0.0
30代	35.1	22.8	21.1	8.8	15.8	1.8	8.8	1.8
40代	38.0	28.0	18.0	9.0	12.0	2.0	12.0	1.0
50代	32.0	23.0	18.9	7.4	11.5	2.5	7.4	0.0
60代	30.0	23.3	15.0	5.0	7.5	0.8	11.7	2.5
70代	30.6	22.4	14.9	9.0	7.5	1.5	10.4	3.0
80代以上	21.9	21.9	12.5	10.9	3.1	3.1	10.9	1.6
不明・無回答	14.3	14.3	14.3	28.6	0.0	14.3	0.0	42.9

〈現状と課題〉

「まちづくり・地域の活性化」「観光」が全ての年代で求められています。市民が気軽に身近で感じられる文化体験を通じ、賑わいの創出や日々の暮らしの楽しみにつながるような取組と、観光資源としての文化の魅力向上、活用が期待されています。

⑤ 文化財を保存・活用し、未来に引き継ぐために大切なこと

文化財を保存・活用し、未来へ引き継ぐために大切なことは、「市民への公開・情報発信」が66.2%と最も多く、次いで「観光への活用」が51.6%、「歴史や文化に関する講座・イベントの開催」が40.6%と多くなっています。



〈現状と課題〉

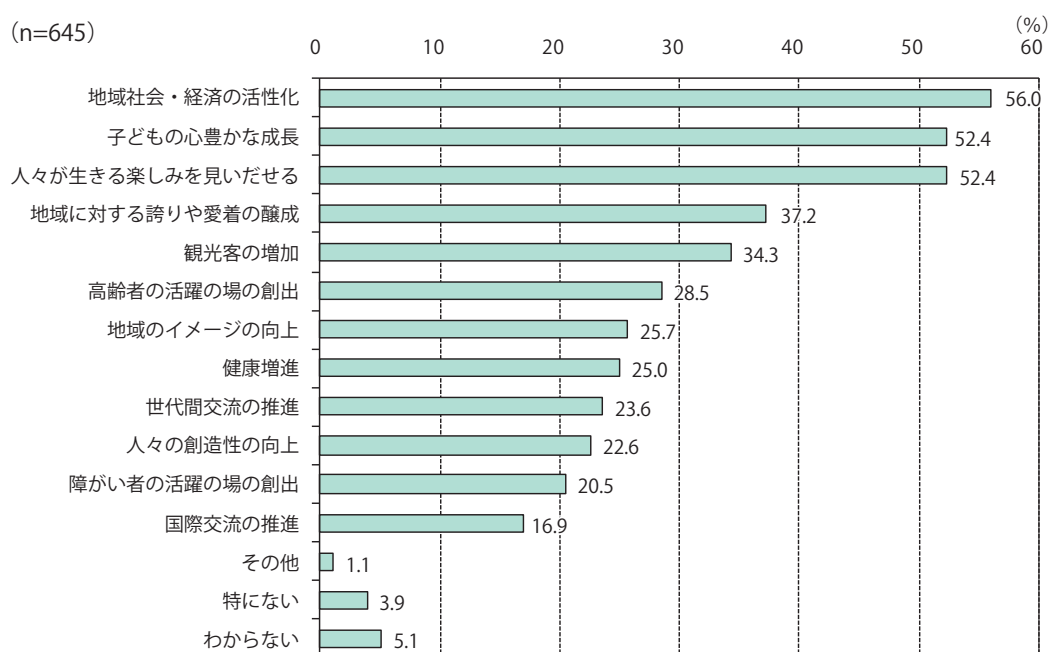
情報の公開・発信、観光への活用が求められています。加えて、講座やイベントの開催が大切であると捉えられています。

文化財の情報発信や積極的な活用によるその魅力や価値への気づきにより、文化財の保存について関係者以外にも必要性の理解を促し、文化財の保護が推進されることが期待されます。

⑥ 文化に関する取組に期待する効果

文化に関する取組に期待する効果については、「地域社会・経済の活性化」が56.0%で最も高く、次いで「子どもの心豊かな成長」と「人々が生きる楽しみを見いだせる」が52.4%となっています。

年代別に見ると、10代と60代、70代で「子どもの心豊かな成長」、20代から50代で「地域社会・経済の活性化」、80代以上で「人々が生きる楽しみを見いだせる」が最も高くなっています。また、20代で「地域に対する誇りや愛着の醸成」、80代以上で「健康増進」が他の年代と比べて高くなっています。



【年代別（上位3位）】

年代	選択肢		
	1 位	2 位	3 位
10 代	子どもの心豊かな成長 (77.8%)	地域社会・経済の活性化 (55.6%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (55.6%)
20 代	地域社会・経済の活性化 (56.3%)	地域に対する誇りや 愛着の醸成 (50.0%)	子どもの心豊かな成長 (46.9%)
30 代	地域社会・経済の活性化 (59.6%)	子どもの心豊かな成長 (47.4%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (40.4%)
40 代	地域社会・経済の活性化 (65.0%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (60.0%)	子どもの心豊かな成長 (44.0%)
50 代	地域社会・経済の活性化 (64.8%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (50.0%)	子どもの心豊かな成長 (45.1%)
60 代	子どもの心豊かな成長 (64.2%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (55.0%)	地域社会・経済の活性化 (52.5%)
70 代	子どもの心豊かな成長 (58.2%)	人々が生きる楽しみを 見いだせる (53.7%)	地域社会・経済の活性化 (51.5%)
80 代 以上	人々が生きる楽しみを 見いだせる (54.7%)	子どもの心豊かな成長 (51.6%)	地域社会・経済の活性化 (42.2%)

〈現状と課題〉

文化に関する取組に期待する効果としては、「地域社会・経済の活性化」と「子どもの心豊かな成長」「生きる楽しみ」が求められています。文化の本質的価値である「豊かな感性と表現力の育成」「相互理解の推進、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成」と、社会的・経済的価値の双方を高める具体的な取組が期待されています。

アンケート調査の結果については、45ページからの参考資料をご参照ください。

4 山形市文化創造都市推進懇話会における意見

本計画の策定に当たり、有識者からご意見を伺いました。主なご意見は、次のとおりです。

文化を自分事に

- ・普通の暮らしの中にも、蔵、食文化、方言等の豊かな「生活文化」があることに気づき、市民が文化を「自分事」として感じられるような取組が必要
- ・ハードルを高くしないことが市民の自主的な活動を促すために重要
- ・山形に今ある資源を市民がしっかりと捉え、意識し、それら(文化芸術)を享受し、分かち合うことで、条例の目的が達成可能となる仕組みも考えるべき

担い手育成

- ・将来の担い手の育成だけでなく、現在の担い手も支援するべき
- ・子どもたちが、地域の伝統文化や伝統芸能に実際に触れる機会が創出できれば良い
加えて、「文化創造の場」「活動の場」の中に入り、主体的に関わっていく機会の創出も意味がある
- ・大人と子どもが関わり合いながら、文化を継承する活動の仕組みづくりが必要

社会における文化の役割

- ・社会的包摂の視点である「市民が等しく」参加できるように、障がい者や参加が難しい市民へ情報を届ける工夫、参加するための支援(ハード、ソフト)に期待
- ・これからの社会は教育と福祉の連携強化が必須

情報発信の必要性

- ・「文化創造都市」の認知度を高める情報発信を強めていく取組が必要

文化と様々な分野との連携

- ・映画祭・美術館・大学・交響楽団の強みを生かした「クリエイティブ・ツーリズム」（こ
こだけでしかできない体験）を提供し、都市・観光価値を向上させることを望む
- ・創造都市間の交流は、市民を積極的に巻き込み、より活発に行い、より目立つように
発表し、創造都市の価値をもっと市民と共有すべき

施策・取組への意見

- ・山形市独自の料亭文化や舞子を具体的な取組に入れて、山形らしさを出すべき
- ・市民が当事者として文化芸術を担っていることを実感できる取組、地場産業の技術と
様々な領域を活かした商品開発などの取組もありうる
- ・活発だが目立たない文化活動にも目を向け、掘り下げ、すくい上げる努力が必要
- ・異なる分野間の交流による文化事業を創造都市の事業と位置付けて活発に行うこと
が必要
- ・文化芸術施策と都市施策が有機的に機能するのが理想

5 今後に向けた課題

計画策定の背景、山形市における文化を取り巻く現状、市民意識調査及び山形市創造都市推進懇話会における意見等を踏まえ、今後取り組むべき課題を次の6つに整理しました。

課題1 文化に接する機会の創出

テレビなどで文化に接する機会に比べ、劇場など現地で文化に接することは少ない状況です。市民が気軽に現地に出かけて、直接文化に触れ、それを知る機会、学ぶ機会を創出していく取組は、文化の価値に気づく上でも重要です。それらの取組を実施する場合、情報が市民に届くよう、広報やまがたから SNS 等まで、市民の多様なライフスタイルに応じて情報発信を行うことも併せて検討する必要があります。

また、文化に接する機会を充実させる際には、年齢、障がいの有無、経済的な状況にかかわらず、市民が等しく文化を鑑賞し、参加し、又は創造することができるよう、「文化による社会的包摂」の視点を持った機会の充実に取り組む必要があります。

課題2 創造的活動を行う環境の整備

創造的活動が行われるためには、その活動を促進するような環境がソフト、ハードの両面で整っていることが重要です。既存の市有施設、設備等の改修を適切に行い、施設の長寿命化を行いながら、まちの賑わいづくりや人と人との交流の促進など文化に求められる社会的役割を果たす環境の整備にも取り組む必要があります。

また、文化とその他の分野との連携においては、文化施設のみならず、まちそのものを創造的活動の舞台と捉えて環境を整備し、活用していくことが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化活動も大きな制限を受けました。感染拡大による生活様式の変化により、文化活動における感染予防対策や公衆 Wi-Fi 整備のニーズの増加など、新しい文化活動への対応が求められています。

例えば、茶道では、山形市内で活動する9流派で組織する「山形茶道宝紅会」が感染症対策を講じた「日釜」（清風荘における立礼席の呈茶の名称）のマニュアルを独自で作成し、伝統文化の持つ価値を保持した上で、社会の変化に対応した活動を継続する取組が行われています。このような伝統を継承しながら、新しい社会の変化に応じて発展する文化活動を推進していく必要があります。

課題3 文化の担い手づくり

人口の減少と少子高齢化の影響により、地域の文化を継承し、未来に繋げるための担い手、後継者となる人材が今後減少することが考えられます。地域の文化体験を通じて、これからの文化の担い手を育てることが重要です。そのためには、行政だけではなく、文化団体、学校、事業者など様々な市民と連携して取組を行う必要があります。特に、地域の文化の魅力を知る上でも、現在の担い手である大人と、将来の担い手である子どもの世代間交流を通じてその価値を継承し、文化を発展させることも期待されています。

課題4 文化財の保存と活用

地域の文化財への興味関心の希薄化の傾向があり、地域の文化財について、その存在を知らない人が多くいます。市民が地域の文化、文化財を自分事として感じられるよう、地域の文化、文化財に興味を持ち、理解を深める取組が必要です。

また、文化財を活用した地域の魅力づくりなど、観光などの関連分野に文化財を活かすことで、地域を活性化していくことも期待されています。関連分野と連携することで文化財の価値への関心を高め、また、価値を再発見し、そのことが文化財の適切な保存に繋がり活用される、「保存」と「活用」の両輪で進めることが期待されています。

課題5 文化を活かした様々な分野との連携

「文化創造都市」を推進するためには、市民の理解と協力、自主的な活動の展開が大切ですが、その目的や考え方は、まだ市民に浸透しているとは言えない状況です。文化体験を通じてその考え方を共有し、広げていくとともに、市民、文化団体、学校、事業者、市その他の関係者が連携し、地域が活性化されることが求められています。

例えば、映画祭、美術館、大学、交響楽団と観光との連携した取組となる「クリエイティブ・ツーリズム」など、山形市の発展に向けて、まちづくりや地域の活性化、観光など様々な分野に文化を活かす取組が期待されています。

また、ギガスクールの普及による教育 ICT 環境の整備、若者を中心とするオンラインにおける動画活用のニーズや情報発信・収集の動向に合わせ、新たなファンの開拓に取り組むなど、オンラインにおける動画や SNS の最大限の活用が求められています。

課題6 ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進及び

創造的活動を通じた国内外への情報発信

ユネスコ創造都市ネットワークを活用した国内外の交流などにおいて、山形市の文化を学び、紹介することなどを通じ、地域の文化、ひいては地域そのものへの愛着が醸成されることが期待されます。それと共に、文化を通じた交流を行うことにより、文化の多様性を受容する心を育むことも期待されます。

また、山形市が文化を活かした取組を継続し、発展させていく上でも、その価値を市内外で共有し、山形市の文化に関わる人々を増やしていくことが重要であると考えられます。山形市の魅力、山形市で取り組まれる文化と他分野の連携から生まれる新しい価値をたくさんの人に知ってもらい、山形市に興味を持ち、創造的活動と一緒に取り組もうと思う人を増やしていくためにも、国内外への情報発信を強化することが重要です。

第3章

目指す姿と施策の展開

1 目指す姿 — 文化創造都市の形成 —

山形市文化創造都市推進条例に基づき、本計画を推進することにより、様々な立場の人々がお互いに認め合い、協力しながら、地域の多彩な文化を継承し、創造性を活かして発展させ、その本質的な価値を高めるとともに、文化と他の分野との創造性を活かした連携により新しい価値を創出し、地域の活力と魅力を高め、それらの好循環により市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまちの形成を目指します。

2 基本的施策

上記の実現のために本計画において実施する基本的施策は、次の6つです。

- 1 創造的活動のための機会の充実
- 2 創造的活動を支える環境の整備及び活用
- 3 創造的活動の担い手の育成及び支援
- 4 文化財の保存及び活用
- 5 文化を活かした様々な分野との連携の強化
- 6 ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進及び
創造的活動を通じた国内外への情報発信

基本的施策 1 創造的活動のための機会の充実

本市の文化をけん引する役割を担う山形交響楽団、山形美術館、認定 NPO 法人山形国際ドキュメンタリー映画祭、山形市芸術文化協会等の文化団体や、山形大学、東北芸術工科大学等の教育機関と協力し、広く市民が文化に親しむことができる取組として、文化施設に加えて、まち自体を創造的活動の場として捉え、市民が気軽に文化を鑑賞したり、文化活動に参加したりできる機会を充実させます。

また、広く知られてはいないものの活発に行われている文化活動を支援するとともに、身近な文化に関する情報を市民に発信します。

これらの際には、市民が年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるよう「文化による社会的包摂」の視点を持って機会の充実に取り組みます。

主な取組

新規 (仮称) やまがた秋の芸術祭の実施 [まちなか音楽会、ぶらぶらアート、ストリートピアノ設置、市内高等学校との連携によるパイプオルガン演奏会など]

- ◆ 山形国際ドキュメンタリー映画祭の開催 (隔年開催)
- ◆ 山形市芸術祭の開催
- ◆ 鈍翁茶会の開催

拡充 創造都市推進事業の実施 ※ 事業の概要は 63 ページに記載

新規 Q1プロジェクト推進事業の実施 ※ 事業の概要は 67 ページに記載

- ◆ 多彩な文化に触れる機会の創出 [市民の茶会、山形市民美術展、山形市民合同音楽祭など]
- ◆ 文化芸術団体への支援、文化芸術イベント開催への支援 [山形ビエンナーレ、障がい者アート展等の開催支援など]
- ◆ イベント情報等の情報発信力の強化
- ◆ 山形市文化振興事業団との連携



まちなか音楽会



山形市民合同音楽祭

基本的施策 2 創造的活動を支える環境の整備及び活用

市有施設を計画的に改修するほか、新型コロナウイルス感染症による生活の変化により加速しているオンラインの活用など、時代のニーズに応じた活動の場づくりを強化し、市民が創造的活動に取り組みやすい環境の整備を進めていきます。さらに、文化活動以外に賑わい創出などの役割を果たすことができる環境の整備に取り組みます。

また、創造都市拠点施設として「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」を整備するとともに、新市民会館整備計画を進めるなど、文化施設等を活用した中心市街地の活性化とまちの回遊性向上を目指します。

主な取組

新規 創造都市拠点施設となる「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」の整備

(令和4年9月供用開始。順次活用の幅を広げていく。)

新規 新市民会館の移転整備

(令和10年度までの整備完了、令和11年度からの供用開始予定。)

- ◆ 創造的活動を行うステージとしてのまちなみやストリートの整備
- ◆ 文化施設における事業の充実と活性化〔自主事業の実施〕
- ◆ 公民館、図書館など市有施設における文化活動への支援

拡充 感染症に強い文化施設づくり〔業種別ガイドライン等を遵守した施設の運営管理〕

新規 デジタル環境の整備〔文化施設における公衆 Wi-Fi 整備等〕

- ◆ ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

拡充 市有施設の長寿命化及び計画的修繕

- ◆ 山形市文化振興事業団との連携(再掲)

拡充 動画配信などオンラインによる視聴機会の創出



「創造都市やまがた」を推進するための拠点施設。「クリエイティブと産業を暮らしでつなぐ」をコンセプトに様々な事業者やテナントが入居し、創造都市の発信を行うとともに、市の地域資産を多くの人々との関わりによって磨き上げ、新たな価値を創出することを目指す。

※ 事業の概要は67ページに記載

基本的施策 3 創造的活動の担い手の育成及び支援

山形市は、多彩な文化活動が評価され、平成 29（2017）年にユネスコ創造都市ネットワークに加盟認定されました。多彩な文化活動は、山形市の魅力の一つであり、創造的活動の源となるものです。

その創造的活動の担い手は、文化の継承、発展、創造に欠かせない存在です。現在の担い手に光を当てて市民の文化への理解と関心を深めるとともに、子どもを対象とした地域の文化の鑑賞や体験に取り組み、子どもの感性及び表現力の育成を図り、子どもの頃から文化が身近にある暮らしを広げていきます。

また、ライフステージに応じ、ボランティアとしての関わりなど様々な創造的活動に参加する機会を提供し、それぞれの暮らしに応じた文化との関わりを支援します。

主な取組

- ◆ 文化芸術団体への支援（再掲）
- ◆ 文化を支えるボランティアの養成
- ◆ ドキュ山ユース^{※3}の育成
- ◆ 学校、地域、事業者などの文化への理解の増進 〔 魅力ある学校づくり、地域学校協働活動、
伝統的工芸産業育成 〕
- 拡充** 生活文化（茶道、華道、書道、食文化など）や民俗芸能など地域の文化の継承
- ◆ 顕彰制度〔山形市民文化賞など〕
- 拡充** 創造都市推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 63 ページに記載
- 新規** Q1プロジェクト推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 67 ページに記載
- 新規** 文化財のデジタルアーカイブ化の推進と情報発信〔市指定文化財のデジタルアーカイブ化と発信〕
- ◆ 山形市児童劇団の活動
- ◆ 小中学校鑑賞教室、出前講座など出張イベントの実施
- ◆ 中学校での山形国際ドキュメンタリー映画祭の作品上映
- 新規** 小中学校でのデジタル教材による文化に触れる機会の創出



創造都市推進事業
やまがた映画パッケージto the world



山形市児童劇団

※3 山形国際ドキュメンタリー映画祭でボランティアをする高校生の有志で結成されたチーム

基本的施策 4 文化財の保存及び活用

本市には、史跡「山形城跡」や名勝史跡「山寺」をはじめ、大切に継承されている文化財が数多く存在します。これらの文化財は、長い歴史を経て、今日まで守り伝えられてきた貴重な地域資産であり、地域の歴史や文化への理解を促し、郷土への誇りや愛着を育むなど、地域の人々の心のよりどころとなっています。

これらの文化財を保存し、その価値をわかりやすく情報発信するとともに、地域振興や地域観光の資源として有効活用を図ります。また、文化財の保存及び活用には、市民や有識者を含めた地域総がかりによる取組が必要であるため、多方面の意見を取り入れながら、山形市の文化財の保存及び活用の基本方針を定めるための「山形市文化財保存活用地域計画」を作成します。

主な取組

新規「山形市文化財保存活用地域計画」の作成と施策の推進

(令和4年度から作成を開始し、令和6年度完成予定)

拡充文化財の観光資源としての活用[指定・未指定双方の文化財を関連させた活用]

新規山形市郷土館の移設検討

- ◆ 重要文化財「旧済生館本館」(山形市郷土館)の活用
- ◆ 史跡「山形城跡」の整備(令和15年度完了予定)
- ◆ 重要文化財「鳥居」の保存修理(令和5年度完了予定)

新規登録有形文化財「千歳館主屋」ほかの利活用

- ◆ 市指定文化財の現況調査
- ◆ 地域の民俗芸能団体への支援

新規文化財のデジタルアーカイブ化の推進と情報発信(再掲)

- ◆ 日本遺産「山寺が支えた紅花文化」の普及、推進



重要文化財「鳥居」



史跡「山形城跡」

基本的施策 5 文化を活かした様々な分野との連携の強化

本市の多彩な文化と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの他の分野との連携の好循環により新しい価値を生み出す、文化を活かした様々な分野との連携を強化します。

主な取組

- ◆ 創造都市推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 63 ページに記載
- 新規 Q1プロジェクト推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 67 ページに記載
- ◆ 鶴岡市（食文化）との創造都市間連携事業
- ◆ 大学との連携〔Q1プロジェクト、文化財保存活用など〕
- ◆ 文化創造都市推進懇話会の開催
- ◆ 中心市街地グランドデザイン 「歴史・文化ゾーン」 に立地する文化施設の回遊性向上
- 拡充（仮称）やまがた秋の芸術祭の実施〔まちなか音楽会、ぶらぶらアート、ストリートピアノ設置、市内高等学校との連携によるパイプオルガン演奏会など〕（再掲）
- 新規 高齢者施設及び障がい者施設等でのミニコンサートの実施
- 新規 「シアター・コミセン」※⁴による世代間交流（創造都市推進事業）
- 新規 小中学校でのデジタル教材による文化に触れる機会の創出（再掲）
- ◆ 文化・歴史と組み合わせた観光の推進（クリエイティブ・ツーリズム）
- 新規 登録有形文化財「千歳館主屋」ほかの利活用〔料亭文化の継承等〕



創造都市推進事業
野外上映会



創造都市推進事業
やまがたアーティスト・イン・レジデンス

※4 地域のコミュニティセンターで、山形市で過去に制作した映像作品等の上映会を行い、地域の魅力の再認識や再発見を行う企画

基本的施策 6 ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進及び創造的活動を通じた国内外への情報発信

「ユネスコ創造都市ネットワーク」は、各地域の個性的な文化と創造性を地域の発展戦略に組み入れて活用し、持続的発展が可能なまちづくりを進めていくことを目的としています。

同じ目的を持つユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流など、文化を通じた地域間交流で、山形市の文化を伝える機会を通じ、山形市の文化に対する市民の理解と関心を深めるとともに、国内外で行われている異なる地域の文化に触れる機会を通じ、地域性のある文化への理解を深め、文化の多様性の理解と尊重を促します。

また、山形市における魅力的な創造的活動や、創造的活動によって生まれる新たな魅力を積極的に国内外へ発信します。

主な取組

- ◆ ユネスコ創造都市ネットワークの交流
- ◆ 国内外の都市間交流によるシンポジウムやイベントの開催及び参加
- ◆ フィルム・コミッション事業の推進

拡充 創造都市推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 63 ページに記載

新規 Q1プロジェクト推進事業の実施（再掲）※ 事業の概要は 67 ページに記載

- ◆ 山形国際ドキュメンタリー映画祭の開催（再掲）
- ◆ 文化財のデジタルアーカイブ化の推進と情報発信（再掲）

新規 映像によるシティブランディングの推進



フィルム・コミッション（撮影支援）



創造都市推進事業
やまがた創造都市国際会議

第4章

計画の推進にあたって

1 推進体制

文化創造都市の推進には、文化活動を主体的に行う市民をはじめ、文化団体や学校、事業者、市などの関係者が、それぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが大切です。

本計画の推進にあたって各主体に期待されている役割は、次のとおりです。

市民

市民は、文化活動の主役です。文化を享受するとともに、文化と文化創造都市に関する関心と理解を深め、自主的で主体的な創造的活動を通じて文化創造都市を推進することが期待されます。

文化団体

文化団体は、自主的で主体的な創造的活動を行い、文化を継承し、発展させ、創造することを通じて文化創造都市を推進することが期待されます。

学校

幼稚園や保育園、小中高等学校、大学等において、それぞれの年齢や経験に応じた豊かな感性を育む取組や、主体的な創造的活動を促していくことが期待されます。また、大学等の高等教育を行う学校は、その専門性を活かした教育を通じて創造的活動の担い手の育成を図るとともに、学校自体が創造的活動に参画したり、支援したりすることを通じて文化創造都市を推進することが期待されます。

事業者

それぞれの事業活動において、自主的で主体的な創造的活動に参加したり、支援したりすることを通じて文化創造都市を推進することが期待されます。

市

市は、文化創造都市を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民の意見を反映させるとともに、他の行政分野と連携しながら、基本計画（本計画）を策定し、取り組めます。基本計画の策定、実施については、各主体や他の行政分野と連携しながら取り組めます。

また、文化創造都市の推進に関する施策に関して、広く市民の意見を求める場として、市民の代表により構成される「山形市文化創造都市推進懇話会」を開催し、文化創造都市の推進に関する施策について意見を求め、効果的な推進に努めます。

2 進捗管理

毎年、施策の進捗状況や数値目標の達成状況等について、継続して成果指標のモニタリングを実施し、その結果については、山形市文化創造都市推進懇話会に報告するとともに、意見を聴取し、次年度以降の施策展開について検討を行い、必要に応じて見直しと改善を図りながら進捗管理を行います。

本計画の中間年度（令和6年度）の終了後には、中間評価を実施し、中間年度後の施策の推進や成果指標の見直し、次期計画の策定の検討を行います。

3 成果指標

本計画の進捗状況を適切に把握するため、以下の指標を設定の上検証し、新たな施策の必要性や見直しなどの検討に活用します。

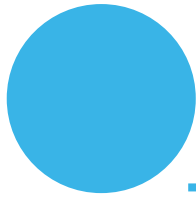
成果指標

区 分	指 標	現状値	目標値 (令和 8 年度)
創造的活動のための 機会の充実 【基本的施策 1】	市有施設 ^{※1} の入館者数	411,957 人 (令和元年度)	490,000 人
	創造都市推進事業への 参加者数 ※ 事業の概要は63ページに記載	7,533 人 (令和 2 年度)	9,000 人
創造的活動を支える 環境の整備及び活用 【基本的施策 2】	公共ホール ^{※2} の稼働率	69.9% (令和元年度)	75.0%
	市有文化施設 ^{※3} における公衆 Wi-Fi 等デジタル環境の整備	1 施設 (令和 3 年度)	5 施設
創造的活動の担い手の 育成及び支援 【基本的施策 3】	創造都市推進事業への 子ども（高校生以下）の 参加者数	118 人 (令和 2 年度)	140 人
文化財の保存及び 活用 【基本的施策 4】	山形市指定文化財の 現況確認数（累計）	20 件 (令和 2 年度まで)	90 件
文化を活かした 様々な分野との 連携の強化 【基本的施策 5】	Q 1 プロジェクトがきっかけ で生まれたアイデアや商品、 サービスの数（累計）	5 件 (令和 2 年度まで)	60 件
	創造都市拠点施設「やまがた クリエイティブシティセン ターQ 1」の入居率	—	100.0%
ユネスコ創造都市 ネットワークの都市 間交流等の推進及び 創造的活動を通じた 国内外への情報発信 【基本的施策 6】	ユネスコ創造都市ネット ワークで交流した都市の数	3 都市 (令和 2 年度)	7 都市
	山形市が誘致又は支援した 映画・ドラマ等の映像作品 撮影実績件数	38 件 (令和 2 年度)	65 件

※1 対象とする市有施設は、山形市民会館（大小ホール）、山形テルサ（ホール・アプローチ）、中央公民館ホール、山形市郷土館、山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館、清風荘の7施設

※2 対象とする公共ホールは、山形市民会館（大ホール・小ホール）、山形テルサ（テルサホール・アプローチ）、中央公民館ホール

※3 対象とする文化施設は、山形市民会館、山形市郷土館、山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館、清風荘の5施設



参考資料

1 文化創造都市推進基本計画の策定関係資料

(1) 策定経過

日 程	内 容	会議の概要
令和 2 年 2 月 19 日	山形市文化創造都市 推進懇話会	・ 現行の文化振興ビジョンの検証 ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例、 (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (アクションプラン) の構成
※令和 2 年度中の策定予定であったが、 新型コロナウイルス感染症の影響により策定を 1 年延期		
令和 3 年 5 月～ 6 月	庁内関係課等会議 (1 回目)	・ 条例制定・計画策定の必要性と目的 ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例骨子 (案) について ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画骨子 (案) について ・ 文化創造都市の推進に関する市民アンケート調査について
令和 3 年 7 月 15 日 ～ 8 月 23 日	文化創造都市の推進 に関する市民アンケ ートの実施	
令和 3 年 11 月 25 日	山形市文化創造都市 推進懇話会 (令和 3 年度 1 回目)	・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例 (素案) の概 要について ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (素案) の概要について
令和 3 年 12 月 3 日	庁内関係課等会議 (2 回目)	・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例 (素案) の概 要について ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (素案) の概要について
令和 4 年 1 月 21 日	山形市文化創造都市 推進懇話会 (令和 3 年度 2 回目)	・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例 (素案) について ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (案) について
令和 4 年 1 月～ 2 月	庁内関係課等会議 (3 回目)	・ (仮称) 山形市文化創造都市推進条例 (案) の報告 ・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (案) について
令和 4 年 2 月～ 3 月	山形市芸術文化協会 へのヒアリング	
令和 4 年 3 月 24 日	教育委員会会議	・ (仮称) 山形市文化創造都市推進基本計画 (案) に 関する意見聴取
令和 4 年 4 月	計画策定、公表	

(2) 山形市文化創造都市推進懇話会構成員（令和4年1月1日現在）

【五十音順・敬称略】

No	所 属	職 名	氏 名
1	公益財団法人 山形市文化振興事業団	事務局長	江川 隆
2	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会	地域福祉課長	江部 直美
3	公益財団法人 山形美術館	副館長（兼）学芸課長	岡部 信幸
4	フリーアナウンサー		熊谷 瞳
5	山形商工会議所	商工会議所議員	笹原 史恵
6	学校法人 東北芸術工科大学	教授	志村 直愛
7	教育関係者		白鳥 樹一郎
8	認定 NPO 法人 山形国際ドキュメンタリー映画祭	理事 / プロジェクト・ マネージャー	高橋 卓也
9	公益社団法人 山形交響楽協会	専務理事（兼）事務局長	西濱 秀樹
10	一般社団法人 山形市観光協会	会長	平井 康博
11	山形市芸術文化協会	会長	細谷 伸夫
12	国立大学法人 山形大学	教授	山本 陽史

(3) 山形市文化創造都市推進条例

山形市文化創造都市推進条例

令和4年山形市条例第2号

文化は、人々の心に潤いや感動、安らぎを与え、人々の豊かな感性と表現力を育むとともに、人々が相互に理解し、尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものである。加えて、文化は、その固有の意義と創造性により新しい価値を生み出す力を備えており、人々の暮らしの質を高めるとともに、活力と魅力あるまちづくりを進める上で重要な役割を果たすものである。

山形市は、豊かな自然に恵まれ、古くから城下町として栄えた歴史を持ち、多様な都市機能や産業を集積しながら、長い時間をかけて地域性に富む固有の文化を育み、その多彩な文化を暮らしの中で身近に親しむことができるまちを形作ってきた。

平成29年には、映像文化を軸とするその多彩な文化が国際的にも高く評価され、「ユネスコ創造都市ネットワーク」の映画分野において国内初となる加盟認定を受けるなど、山形市の文化は今もなおその魅力を高め、広がりを見せている。

私たちがこれからも豊かな心で質の高い暮らしをしていくためには、文化をはじめ、産業や歴史、伝統を多くの人々が連携して磨き上げ、地域の振興に活かし、新しい価値を生み出していく「創造都市」の形成を進めることにより更にまちを発展させていくことが重要である。

とりわけ、私たちは、山形市の多彩な文化を継承し、発展させ、その本質的な価値を高める取組を進めていく。そして、文化と他の分野との連携をまちづくりに活かし、それらの好循環により持続的発展が可能なまちの実現を目指す「文化創造都市」の推進に取り組んでいく。

ここに、「文化創造都市」の推進により、私たち一人ひとりが豊かな心でより質の高い暮らしをすることができるまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化創造都市の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化創造都市を推進する上で基本となる事項を定めることにより、文化創造都市を総合的及び計画的に推進し、もって市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）がその対象とする文化芸術をいう。
- (2) 文化創造都市 多様な立場の人々が相互に認め合い、協力しながら、地域の多彩な文化を継承し、発展させ、その本質的な価値を高めるとともに、文化と他の分野との連携により新しい価値を創出し、地域の活力と魅力を高め、それらの好循環により市民が豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまちをいう。
- (3) 創造的活動 文化活動及び文化と他の分野との連携により、新しい表現、事業、サービス、商品、人材の育成その他の新しい価値を創出する活動をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は創造的活動を行うために市内に滞在する者をいう。
- (5) 文化団体 市内において文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設であって、市内に所在するものをいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体（文化団体及び学校を除く。）及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化創造都市の推進に当たっては、市民の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化創造都市の推進に当たっては、創造的活動を行うものの創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化創造都市の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化創造都市の推進に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域の文化に対する市民の理解と関心を深め、その継承と発展を図り、文化を通じて市民の郷土への誇りと愛着が育まれるよう考慮されなければならない。
- 5 文化創造都市の推進に当たっては、世代間の交流及び関係者相互の連携により、次世代を担う子どもたちの創造性が育まれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化創造都市の推進に当たっては、創造的活動の重要性に鑑み、文化の固有の意義及び価値を尊重しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策と有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 7 文化創造都市の推進に当たっては、ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等により国内外の多様な文化との交流に努めるとともに、国内外に広くこの市の文化に関する情報の発信が図られるよう考慮しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化創造都市の推進に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化及び文化創造都市についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な創造的活動を通じて文化創造都市の推進を図るよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に創造的活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造により文化創造都市の推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化に親しむ機会の充実を図り、豊かな感性を育み、主体的な創造的活動を促すよう努めるものとする。

- 2 大学その他の高等教育を行う学校は、基本理念にのっとり、その有する専門性を活かした教育を通じて創造的活動の担い手の育成を図るとともに、創造的活動への参画又は支援を通じて文化創造都市の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、文化及び文化創造都市についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における自主的かつ主体的な創造的活動への参画又は

支援を通じて文化創造都市の推進を図るよう努めるものとする。

(関係者相互の連携等)

第9条 市、市民、文化団体、学校、事業者その他の関係者は、文化創造都市を推進するため、相互に連携を図るよう努めるものとする。

2 市は、文化創造都市の推進に関する施策を推進するため、ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進を図るよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる文化創造都市の推進に関する事項について必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創造的活動のための機会の充実
- (2) 創造的活動を支える環境の整備及び活用
- (3) 創造的活動の担い手の育成及び支援
- (4) 文化財の保存及び活用
- (5) 文化を活かした様々な分野との連携の強化
- (6) ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進及び創造的活動を通じた国内外への情報の発信

(基本計画の策定)

第11条 市は、前条に規定する文化創造都市の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する計画として、文化創造都市の推進に関する計画（次項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、文化創造都市の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、文化創造都市の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(4) 文化創造都市の推進に関するアンケート 調査結果

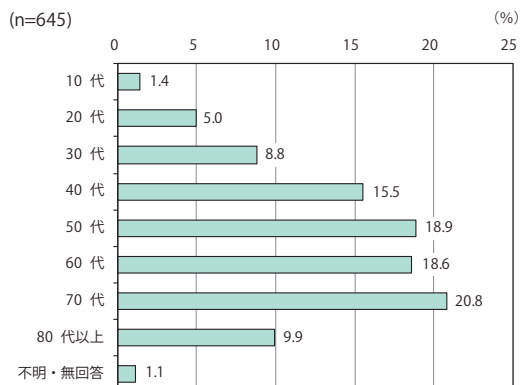
項 目	文化創造都市の推進に関するアンケート調査
調査対象者	住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民
調査期間	令和 3 年 7 月 15 日 (木) ～ 8 月 23 日 (月)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	645 件	32.3%

調査結果の見方

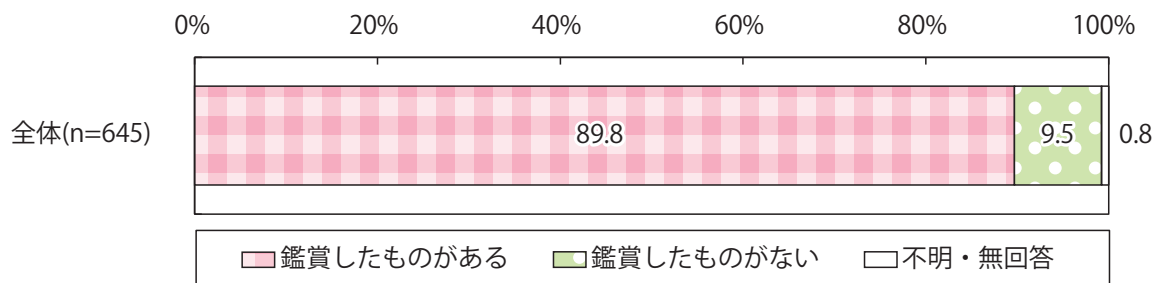
- ◇ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ◇ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ◇ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇ 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇ 表で掲載しているものについては、その他と不明・無回答を除く、一番大きい値に網掛けをしています。

問1 あなたの年齢は次のうちどれですか。(1つだけ○)



問2 あなたが最近2年間で、鑑賞した文化芸術の分野は何ですか。
(新型コロナウイルス感染症の流行前の期間を含む) (〇はいくつでも)

【2年間の鑑賞について】

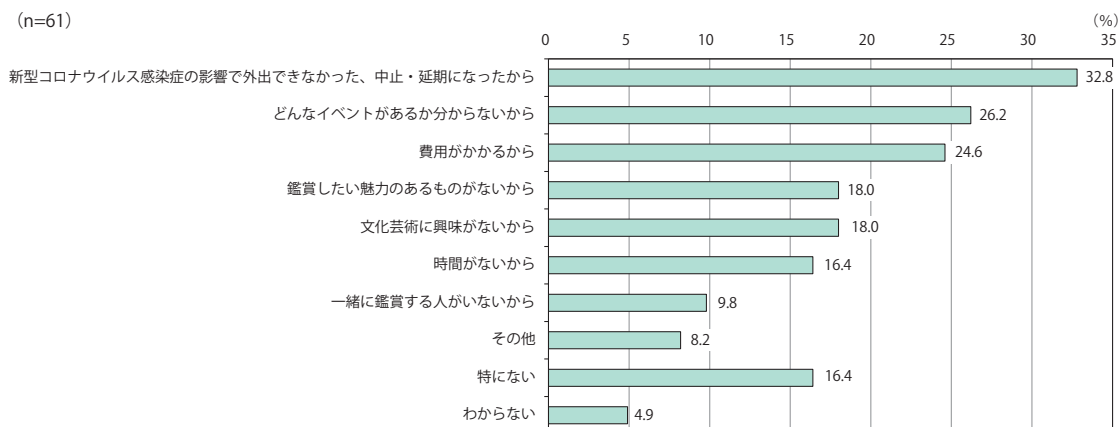


【方法別による鑑賞した文化芸術について (上位3位まで)】

方 法	主な分野		
	1 位	2 位	3 位
劇場・美術館・博物館・フェス等に出かけて	映画 (41.1%)	美術 (31.9%)	ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲・演歌等 (16.7%)
テレビ・ラジオ・CD・DVD・本等で	ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲・演歌等 (42.5%)	映画 (41.9%)	漫画・アニメーション (33.0%)
インターネットで	ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲・演歌等 (26.2%)	漫画・アニメーション (18.8%)	映画 (17.2%)

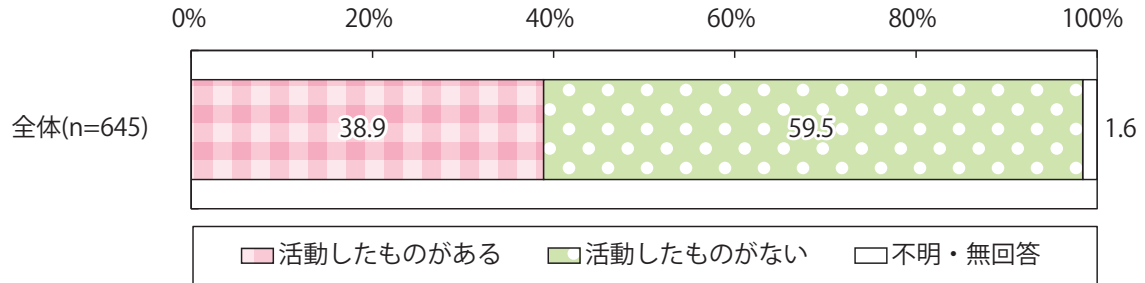
※問2で【18 鑑賞したものはない】と回答された方にお伺いします

問3 文化芸術を鑑賞しなかった理由を教えてください。(〇はいくつでも)



問 4 あなたが最近2年間で、活動をしたことがある文化芸術の分野は何ですか。
(新型コロナウイルス感染症の流行前の期間を含む) (〇はいくつでも)

【2年間の鑑賞について】

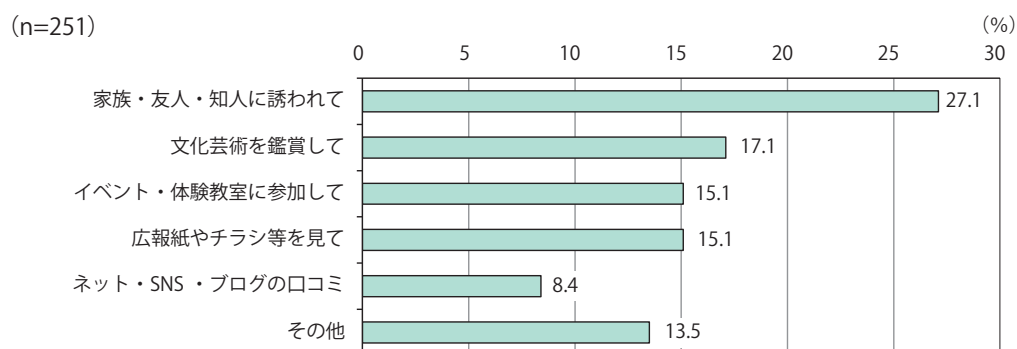


【方法別による活動した文化芸術について (上位3位まで)】

方 法	主な分野		
	1 位	2 位	3 位
劇場・美術館・博物館・フェス等で発表	美術 (3.7%)	クラシック・合唱・吹奏楽等 (2.5%)	茶道・華道・フラワーアレンジメント等 (1.7%)
テレビ・ラジオ・CD・DVD・本等で発表	e スポーツ (1.9%)	映画 (1.7%)	ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲・演歌等 (1.6%)
インターネットで発表	文芸 (0.9%)	美術 (0.8%)	クラシック・合唱・吹奏楽等 (0.6%)
発表していない練習のみ	美術 (3.6%)	ジャズ・ロック・ポップス・歌謡曲・演歌等 (3.4%)	茶道・華道・フラワーアレンジメント等 (3.3%)

※問4で選択肢1～17のいずれかを選択された方（最近2年間で文化芸術の活動したことがある方）にお伺いします

問5 あなたが文化芸術の活動を始めたきっかけは何ですか。（〇はいくつでも）

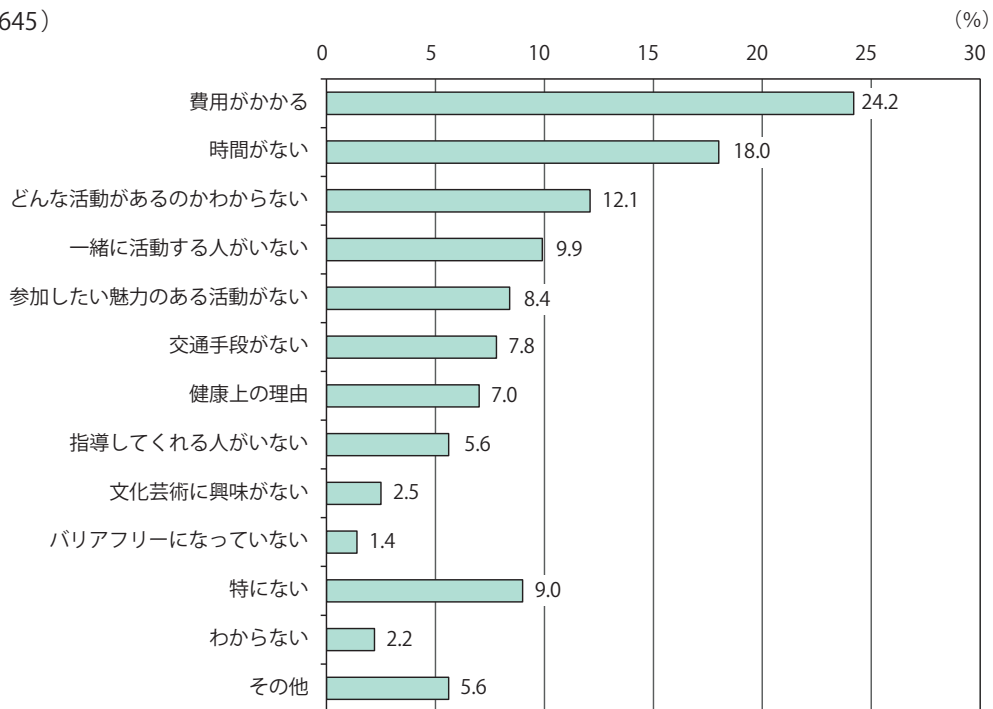


【年代別（上位3位）】

年代	選択肢		
	1 位	2 位	3 位
10 代	文化芸術を鑑賞して (33.3%)	家族・友人・ 知人に誘われて (33.3%)	その他 (33.3%)
20 代	文化芸術を鑑賞して (25.0%)	家族・友人・ 知人に誘われて (25.0%)	その他 (25.0%)
30 代	文化芸術を鑑賞して (38.9%)	家族・友人・ 知人に誘われて (22.2%)	ネット・SNS・ ブログの口コミ (16.7%)
40 代	ネット・SNS・ ブログの口コミ (34.8%)	家族・友人・ 知人に誘われて (26.1%)	広報紙や チラシ等を見て (17.4%)
50 代	家族・友人・ 知人に誘われて (36.4%)	イベント・ 体験教室に参加して (24.2%)	文化芸術を鑑賞して (21.2%)
60 代	家族・友人・ 知人に誘われて (28.3%)	広報紙や チラシ等を見て (19.6%)	イベント・ 体験教室に参加して (17.4%)
70 代	家族・友人・ 知人に誘われて (24.6%)	イベント・ 体験教室に参加して (21.5%)	広報紙や チラシ等を見て (20.0%)
80 代 以上	家族・友人・ 知人に誘われて (27.5%)	文化芸術を鑑賞して (15.0%)	広報紙や チラシ等を見て (12.5%)

問6 あなたがこれまでに、文化芸術の鑑賞・活動を行う上で問題となったことは何ですか。
(○はいくつでも)

(n=645)

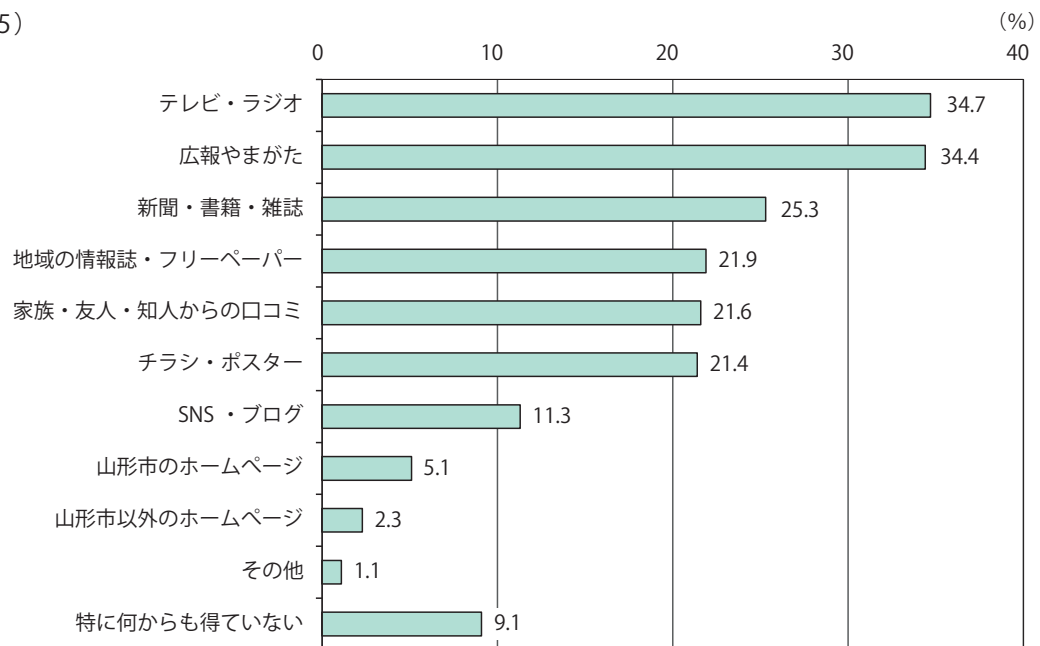


【年代別（上位3位）】

年代	選択肢		
	1 位	2 位	3 位
10 代	費用がかかる (55.6%)	時間がない (44.4%)	交通手段がない (44.4%)
20 代	費用がかかる (37.5%)	時間がない (31.3%)	一緒に活動する人がいない (12.5%)
30 代	費用がかかる (31.6%)	時間がない (19.3%)	どんな活動があるかわからない (15.8%)
40 代	費用がかかる (32.0%)	時間がない (24.0%)	参加したい魅力のある活動がない (13.0%)
50 代	時間がない (23.0%)	費用がかかる (21.3%)	どんな活動があるのかわからない (14.8%)
60 代	費用がかかる (24.2%)	時間がない (16.7%)	どんな活動があるのかわからない (13.3%)
70 代	費用がかかる (20.1%)	特にない (13.4%)	時間がない (11.2%)
80 代以上	健康上の理由 (29.7%)	交通手段がない (21.9%)	一緒に活動する人がいない (17.2%)

問7 あなたは、山形市の文化芸術に関する情報を主に何から得ていますか。(○はいくつでも)

(n=645)

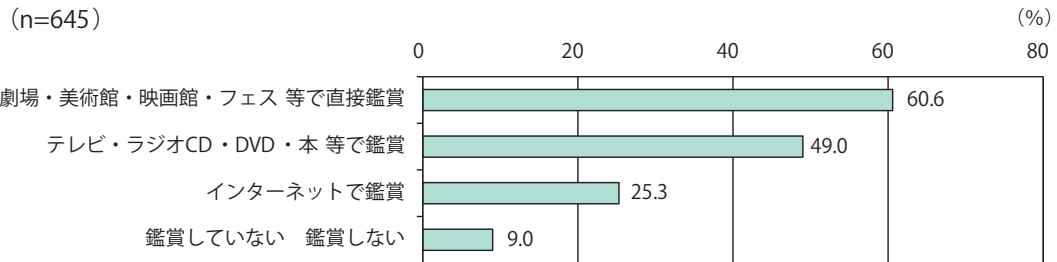


【年代別 (上位3位)】

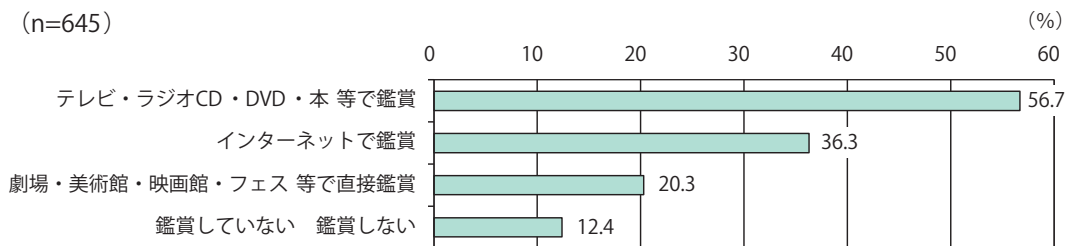
年代	選択肢		
	1 位	2 位	3 位
10 代	チラシ・ポスター (33.3%)	テレビ・ラジオ (33.3%)	SNS・ブログ (33.3%)
20 代	SNS・ブログ (31.3%)	家族・友人・知人からの口コミ (25.0%)	地域の情報誌・フリーペーパー (21.9%)
30 代	SNS・ブログ (29.8%)	地域の情報誌・フリーペーパー (24.6%)	チラシ・ポスター (19.3%)
40 代	テレビ・ラジオ (31.0%)	広報やまがた (24.0%)	SNS・ブログ (21.0%)
50 代	テレビ・ラジオ (33.6%)	地域の情報誌・フリーペーパー (29.5%)	広報やまがた (25.4%)
60 代	広報やまがた (44.2%)	テレビ・ラジオ (35.8%)	新聞・書籍・雑誌 (32.5%)
70 代	広報やまがた (51.5%)	テレビ・ラジオ (47.0%)	新聞・書籍・雑誌 (39.6%)
80 代以上	広報やまがた (48.4%)	新聞・書籍・雑誌 (43.8%)	テレビ・ラジオ (37.5%)

問8 あなたの文化芸術を鑑賞する方法について、新型コロナウイルス感染症の流行前・コロナ禍に鑑賞した方法、収束後に鑑賞したい方法を、それぞれの時期ごとに当てはまる欄にいくつでも○をつけてください。

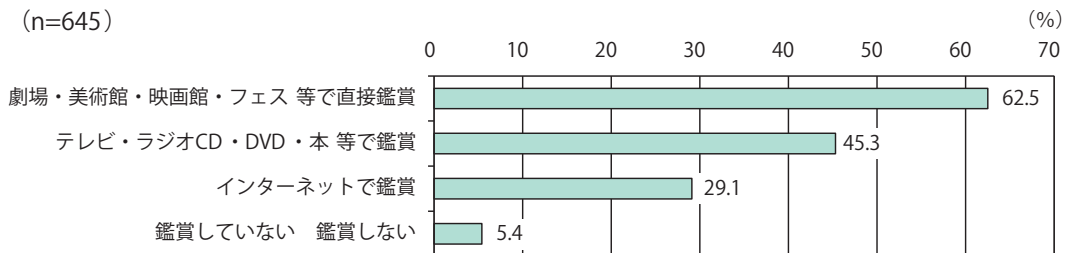
【流行前】



【コロナ禍】

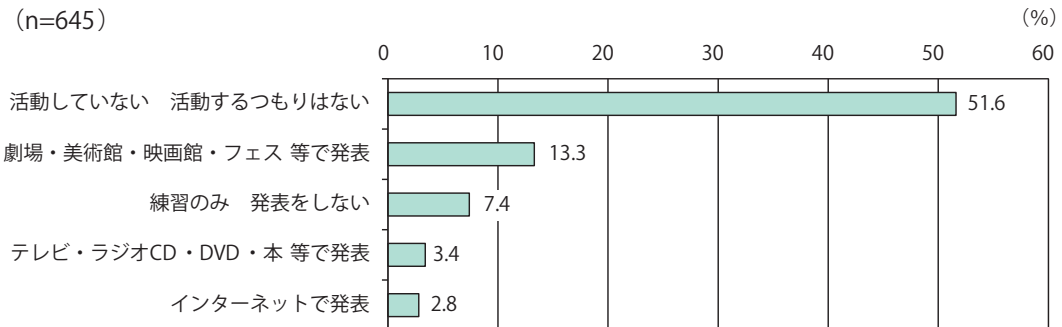


【収束後の希望】

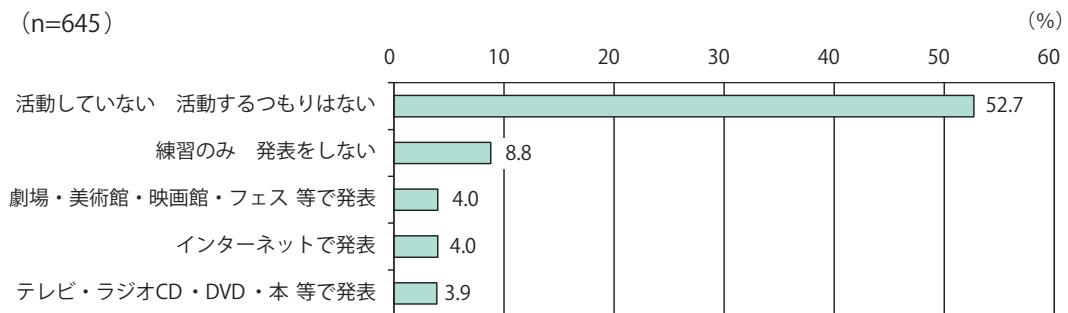


問9 あなたの文化芸術の活動方法について、新型コロナウイルス感染症の流行前・コロナ禍に活動した方法、収束後に活動したい方法を、それぞれの時期ごとに当てはまる欄にいくつでも○をつけてください。

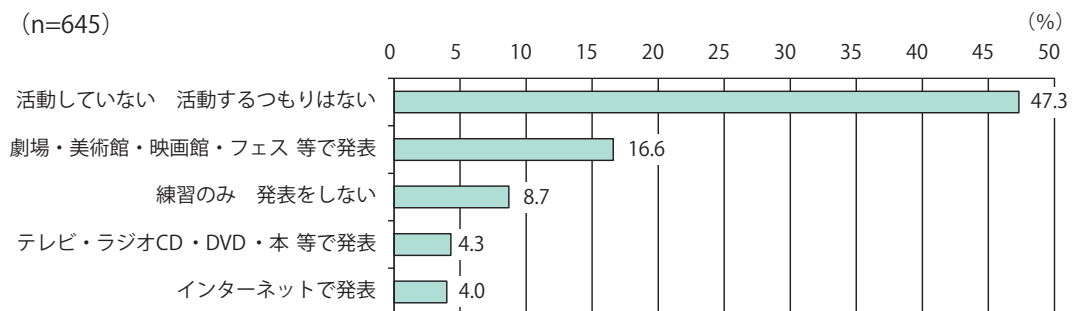
【流行前】



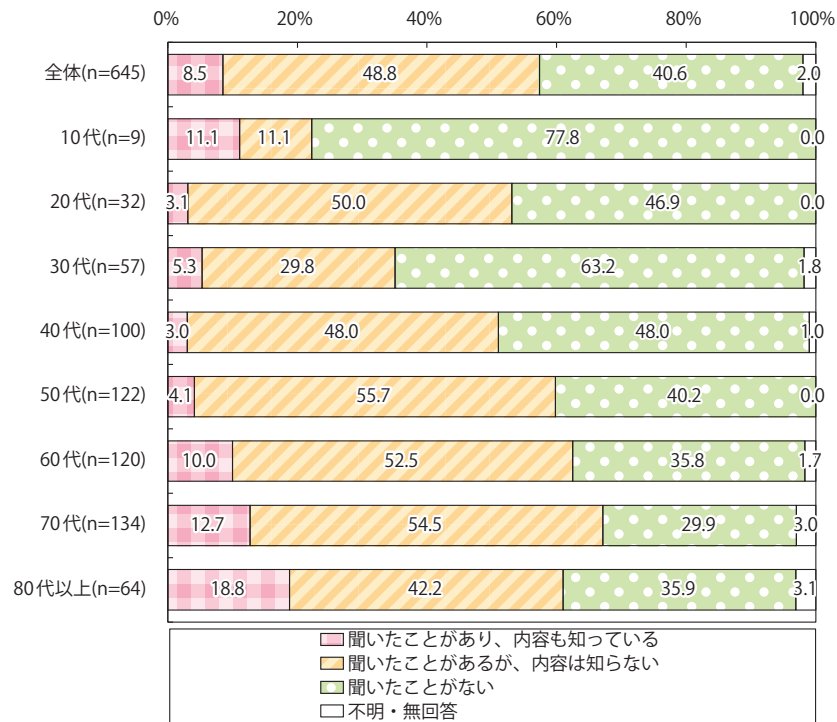
【コロナ禍】



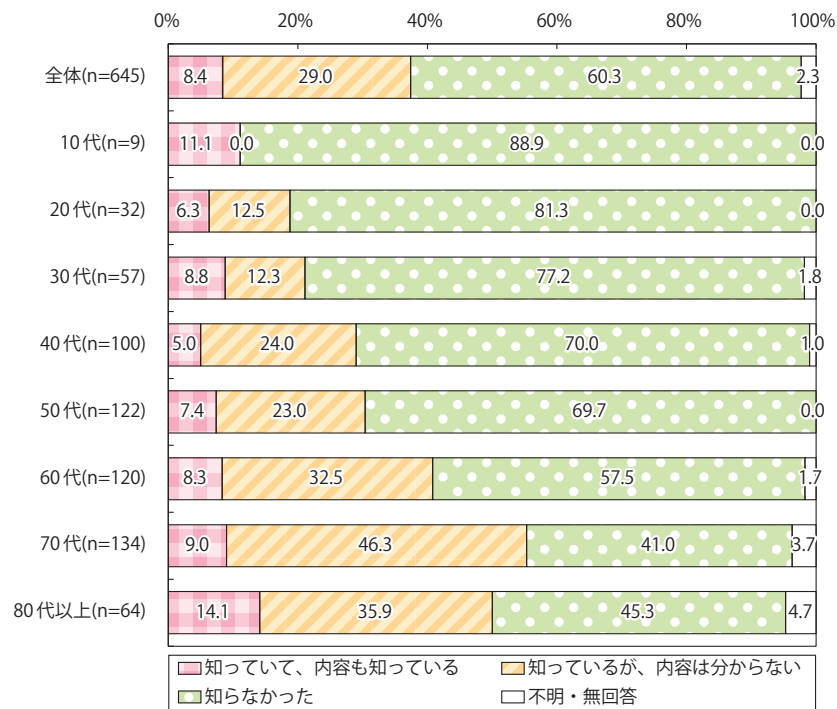
【収束後の希望】



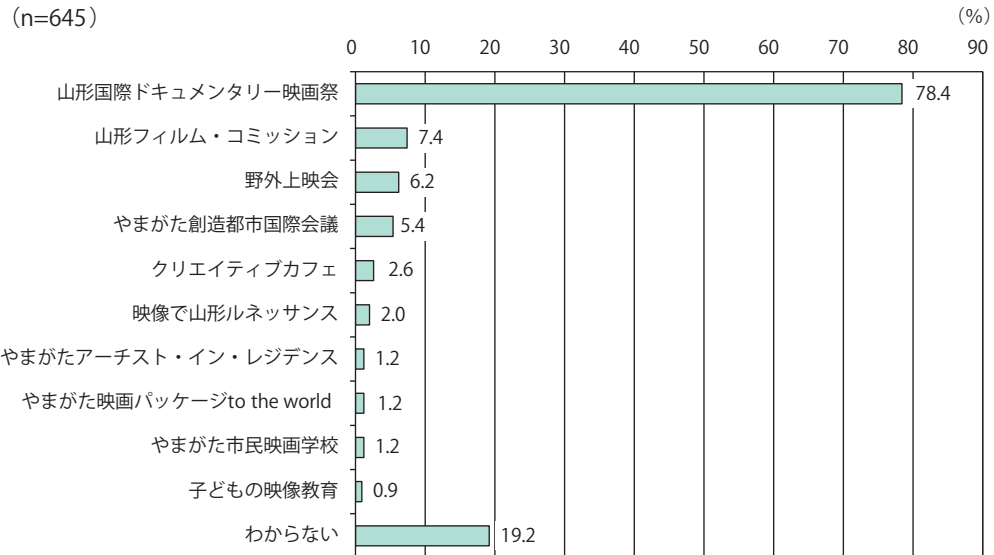
問 10 「文化創造都市」という言葉を聞いたことがありますか。(1つだけ○)



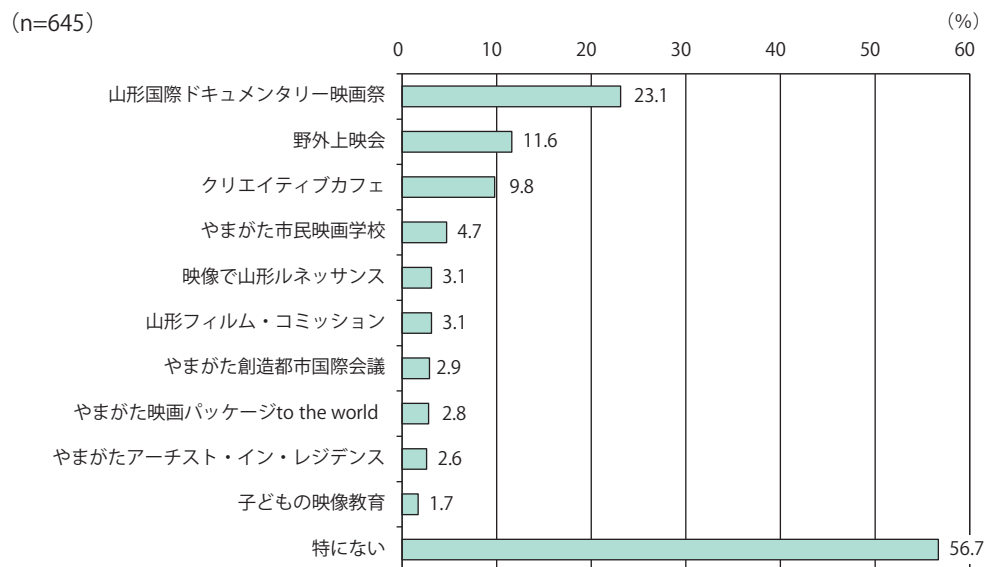
問 11 山形市がユネスコ創造都市ネットワークに映画分野で加盟していることを知っていますか。(1つだけ○)



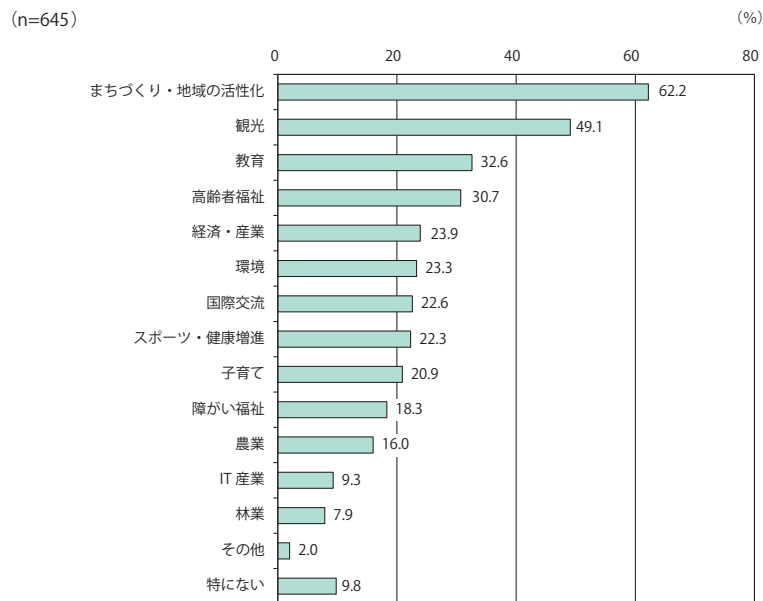
問 12 山形市が実施している文化創造都市を推進するための事業のうち、あなたが知っている事業は、どれですか。(○はいくつでも)



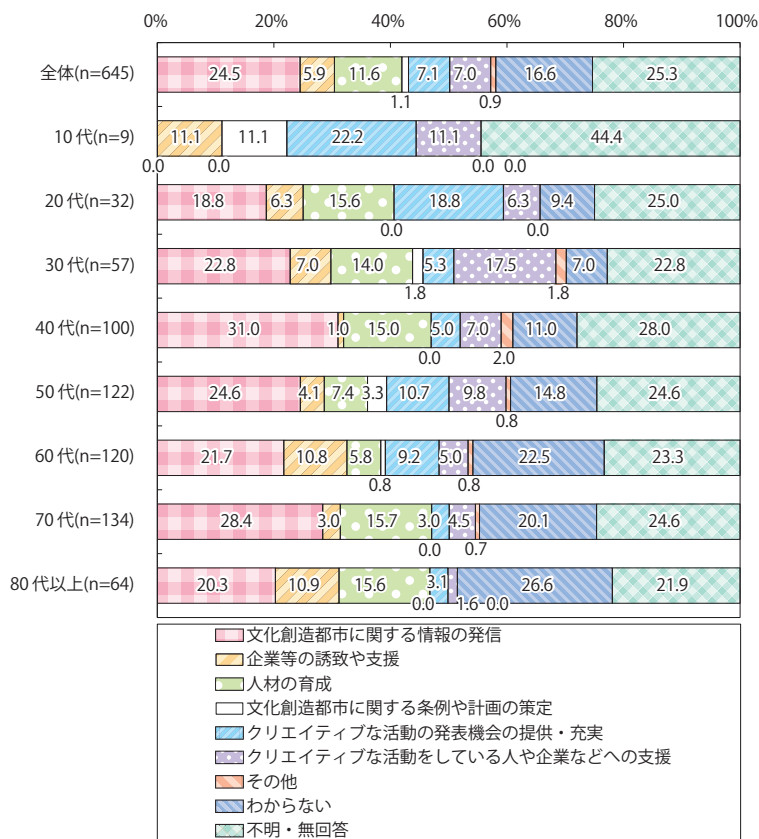
問 13 文化創造都市を推進するための事業のうち、あなたが参加したい事業は、どれですか。(○はいくつでも)



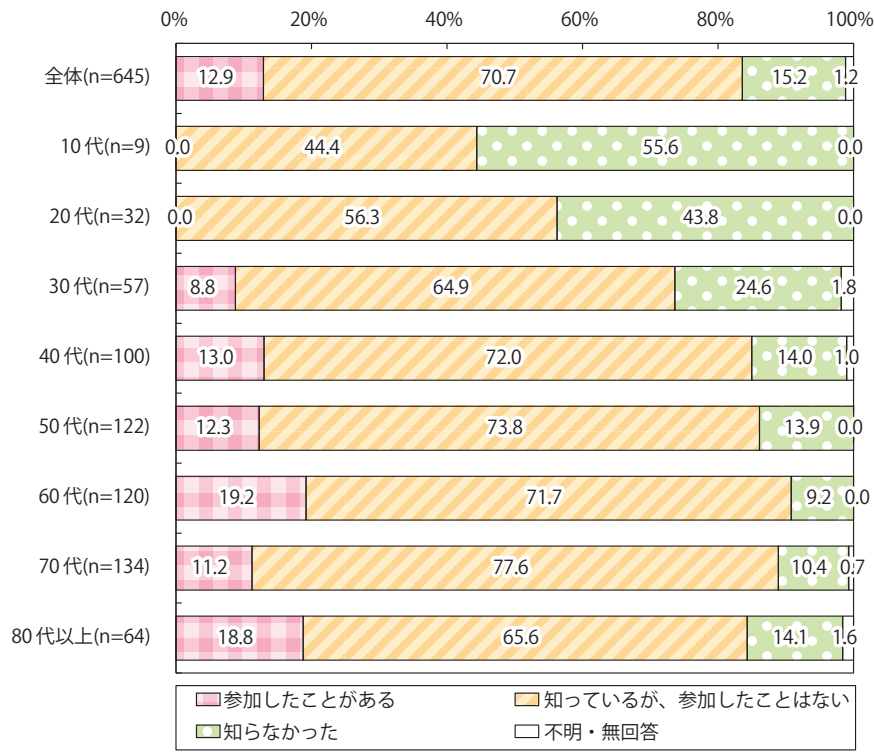
問 14 あなたが、山形市の発展に向けて、文化芸術を活かした方が良いと感じる分野はどれですか。(○はいくつでも)



問 15 山形市が文化創造都市を推進するにあたり、どんな取組が必要だと思いますか。(1つだけ○)

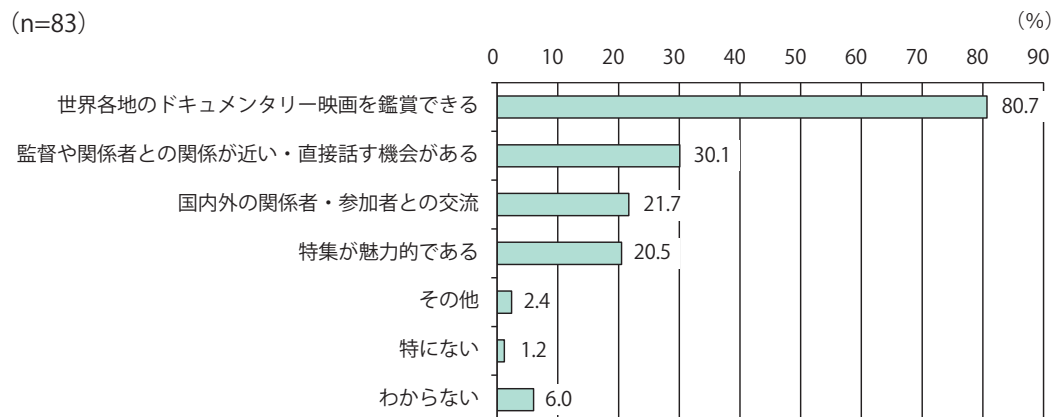


問 16 山形市で開催されている山形国際ドキュメンタリー映画祭に参加したことがありますか。(1つだけ○)



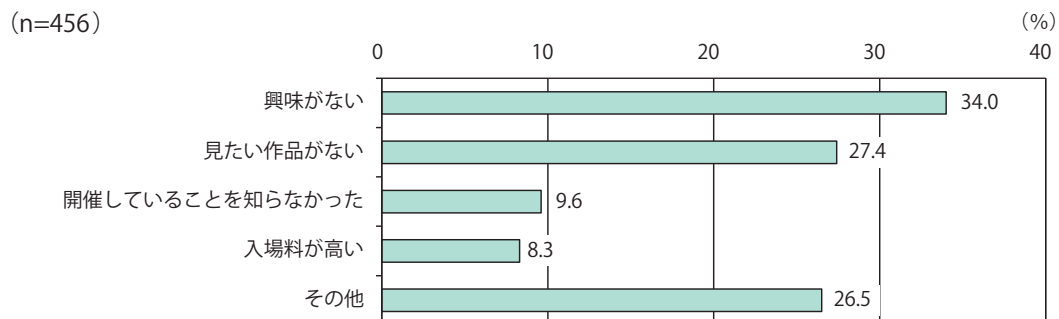
※問 16 で【1 参加したことがある】と回答された方にお伺いします

問 17 山形国際ドキュメンタリー映画祭の魅力を教えてください。(○はいくつでも)

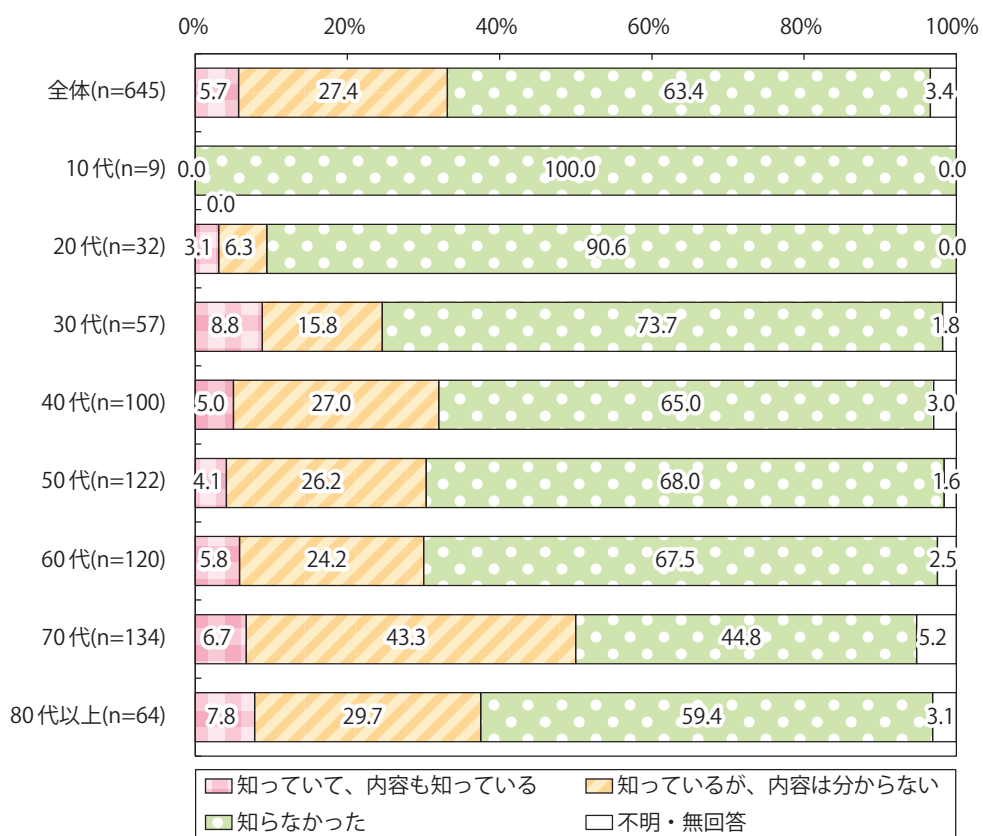


※問 16 で【2知っているが、参加したことがない】と回答された方にお伺いします

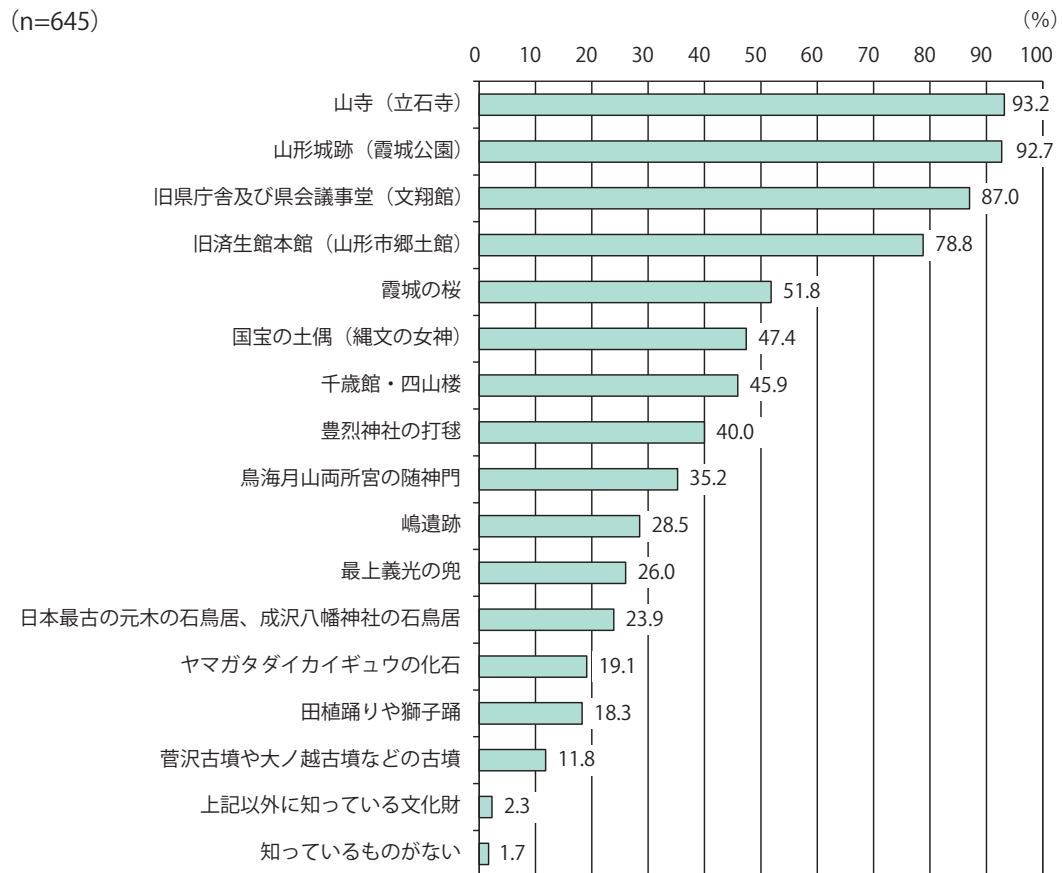
問 18 山形国際ドキュメンタリー映画祭に参加したことがない理由を教えてください。(〇はいくつでも)



問 19 山形まなび館のリノベーション・改修事業(Q1プロジェクト)を知っていますか。(1つだけ〇)



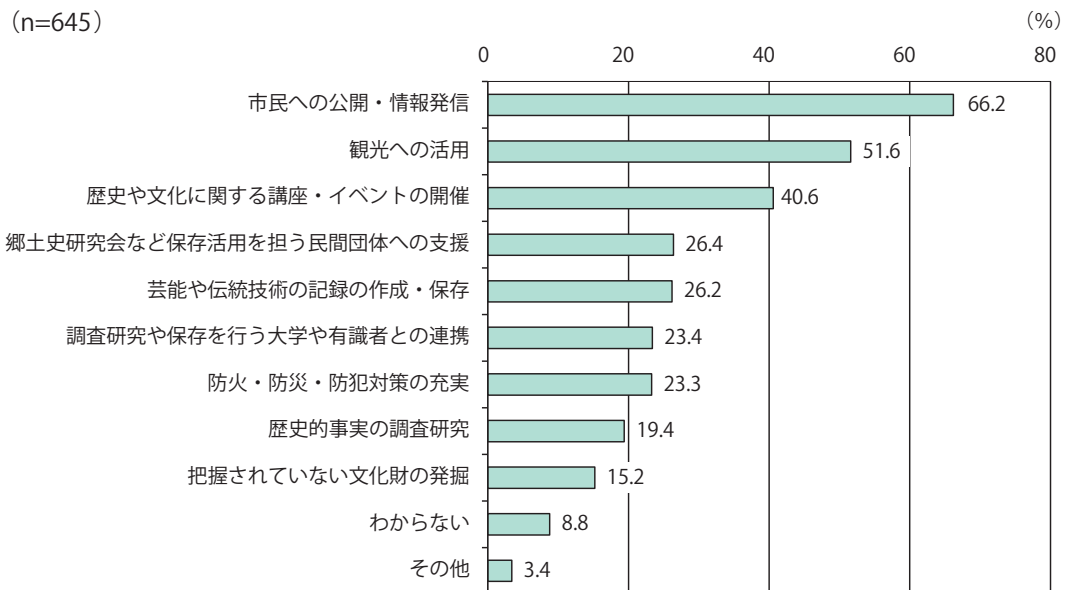
問 20 あなたが知っている山形市内の文化財は何ですか。(〇はいくつでも)



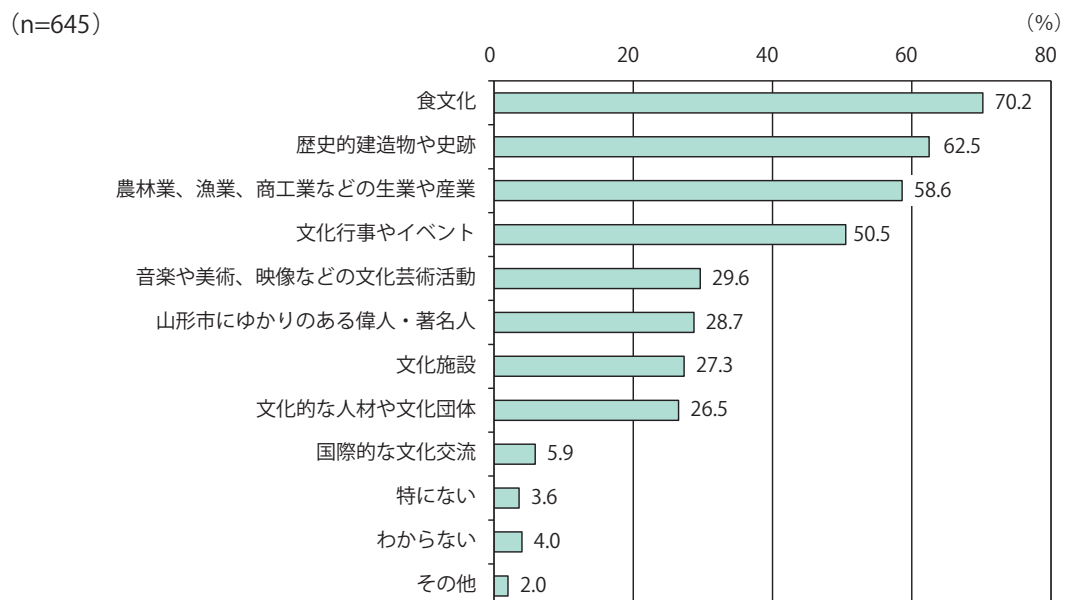
※選択肢：【上記以外に知っている文化財】

- ・旧山形師範学校本館 (教育資料館)
- ・清風荘 (もみじ公園)
- ・専称寺鐘楼・本堂 (四隅の力士像)
- ・薬師堂
- ・石行寺
- ・萬松寺
- ・長谷堂城跡
- ・津金沢の大杉
- ・平泉寺の桜
- ・西藏王の大山桜
- ・七日町の御殿堰

問 21 あなたは、山形市に所在する文化財を保存・活用し、未来に引き継ぐために、何が大切だと思いますか。(〇はいくつでも)



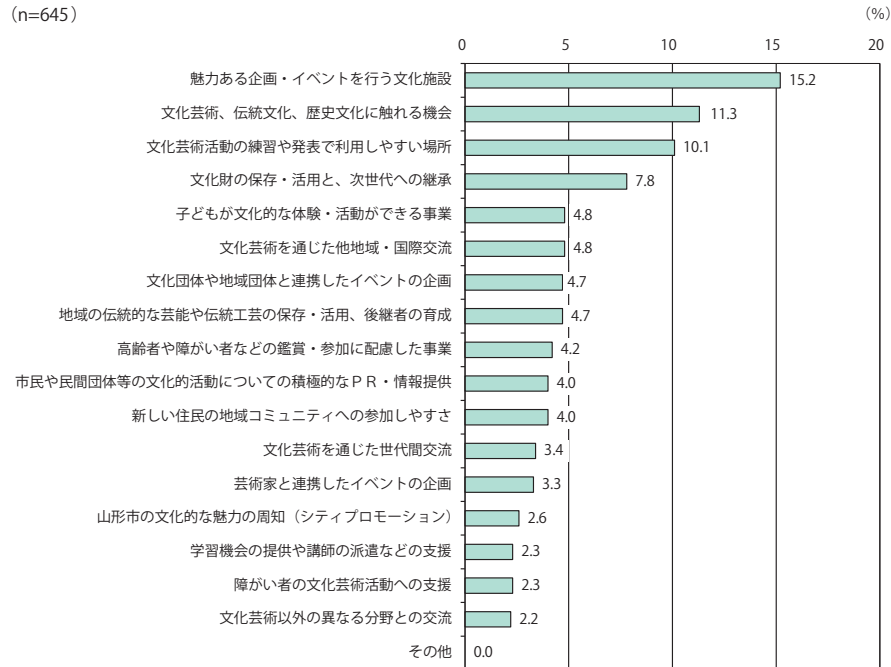
問 22 「あなたが自慢に思う山形市の文化」といえば、どのようなところですか。(〇はいくつでも)



問 23 あなたが山形市の文化に関する取組のうち、充実していると思う点、不足していると思う点は何ですか。(各項目ごとに該当する欄に1つだけ○)

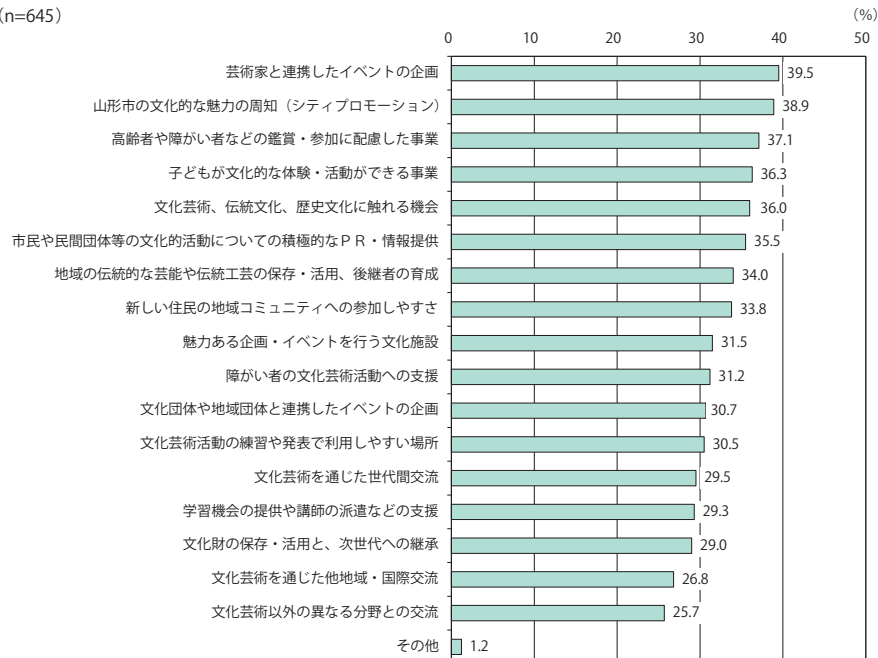
【充実している】

(n=645)

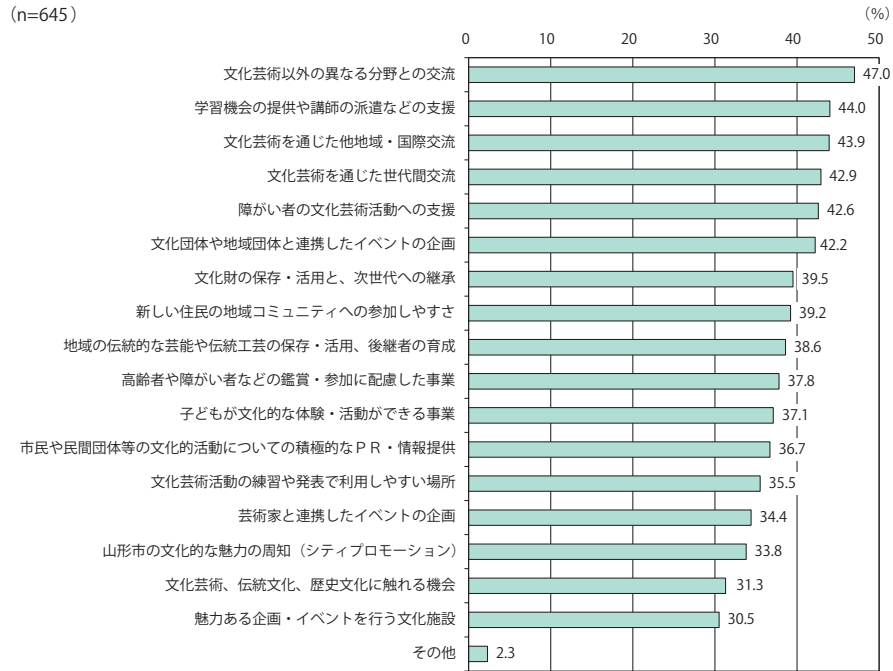


【不足している】

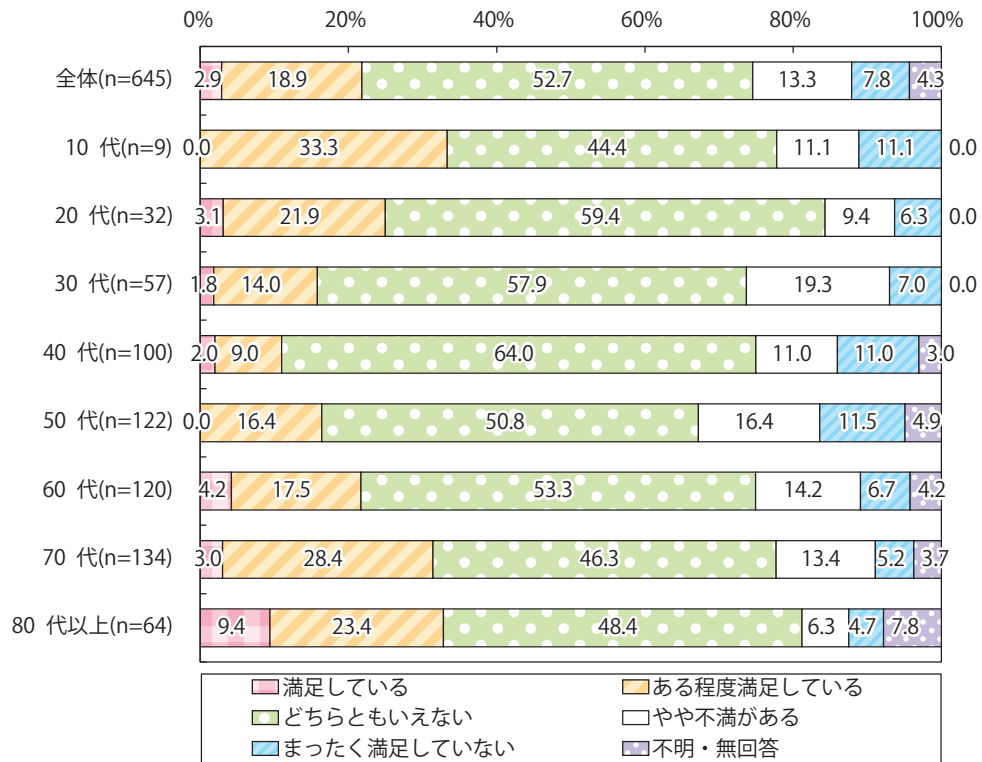
(n=645)



【どちらともいえない】

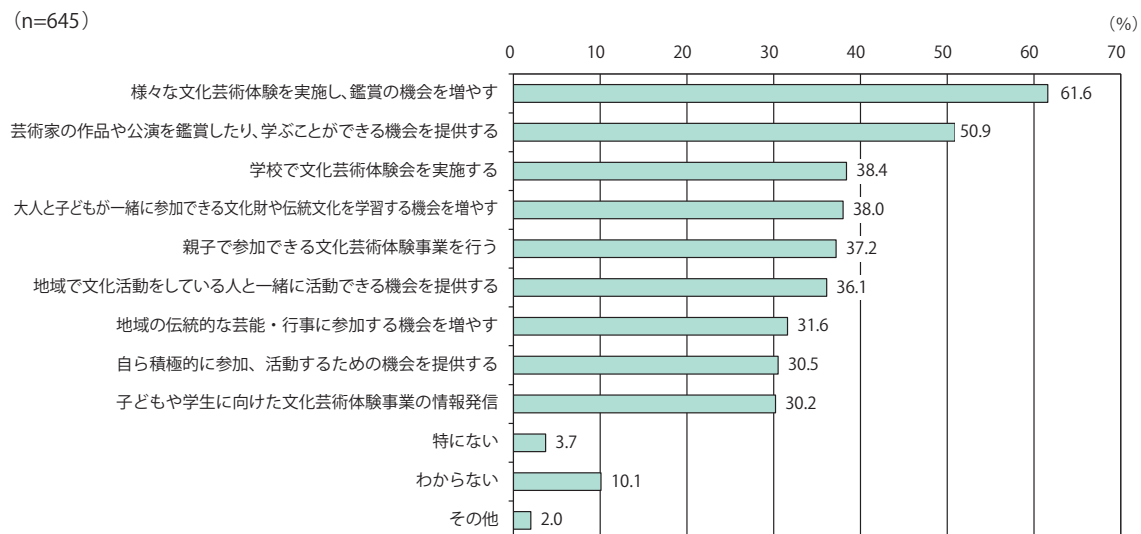


問 24 あなたは、山形市の文化に関する取組に対して満足していますか。（1つだけ○）



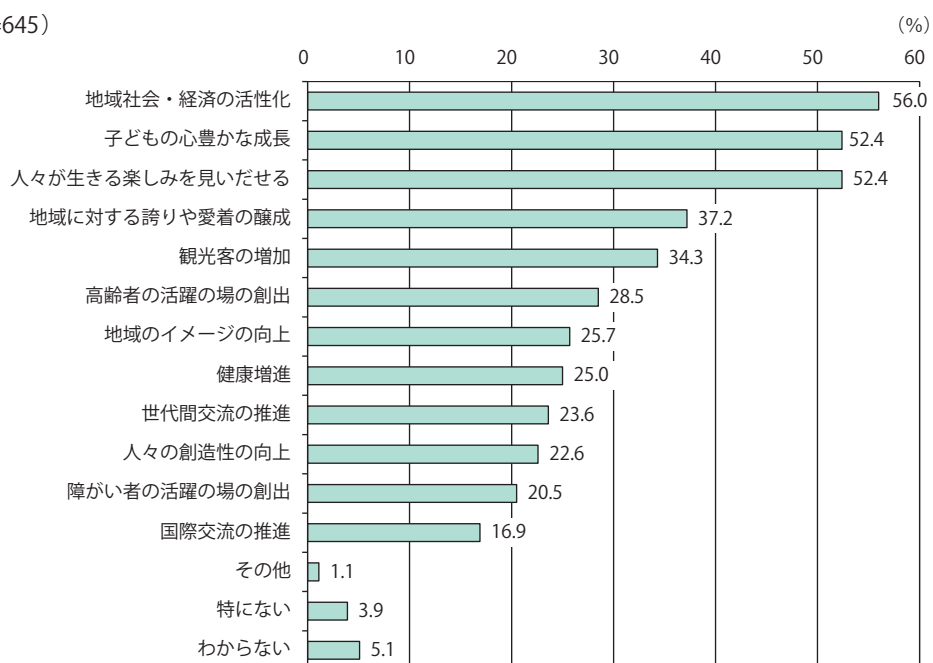
問 25 あなたは、子どもの文化に関する取組について何が大切だと思いますか。(〇はいくつでも)

(n=645)



問 26 あなたが文化に関する取組に期待する効果は、何ですか。(〇はいくつでも)

(n=645)



2 文化創造都市の推進に関する主な事業の概要

(1) 創造都市推進事業

ユネスコ創造都市ネットワークの加盟都市や他都市との交流や連携を交えながら、映像文化を基軸に多彩な地域資産を活用し、持続的発展が可能な都市の実現に向けた事業を発展的に実施しています。

各事業においては、創造的活動の推進、国際交流や貢献、教育・観光・産業振興など様々な視点で捉え、分野横断的に展開していきます。

〈参考〉令和4年度実施予定事業一覧

	事業名	事業概要
1	やまがた創造都市国際会議	ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市と連携し、映画や創造都市をテーマにシンポジウムを開催し、映像文化が有する創造性や可能性、都市の未来について考える。
2	やまがた映画パッケージ to the world	山形市の映像作品（短編映画等）を海外の創造都市等で上映や配信を行いながら、国際交流や協力に貢献していく。
3	映像で山形ルネッサンス	伝統工芸や創造産業に関する短編映画等を制作し、山形市のPRや産業の振興、地元の映像作家の育成を図る。
4	やまがた アーティスト・イン・レジデンス	国内外のアーティスト等を山形市に招き、滞在中の制作活動や市民との交流を支援し、文化の多様性に触れる機会を創出するとともに、山形市の文化を国内外に発信する。
5	クリエイティブカフェ	文化創造都市を身近に感じてもらうことを目的に、多彩な文化や芸術に触れる講座やワークショップ等を開催する。
6	鶴岡市との連携事業	ユネスコ創造都市ネットワークに、「食分野」で認定されている鶴岡市と連携を図り、「食」「映画」に関連した事業を実施する。
7	野外上映会	山形国際ドキュメンタリー映画祭と連携を図り、秀逸な作品に触れながら映画の新たな楽しみ方を提供する。

	事業名	事業概要
8	ユネスコ創造都市の世界 (新規)	「山形国際ドキュメンタリー映画祭」のプログラムの中で、世界のユネスコ創造都市で制作された秀逸なドキュメンタリー作品の上映を行う。
9	ぬり絵プロジェクト (新規)	文化創造都市についての周知を図るため、ユネスコ創造都市やまがたのキャラクター「かもかもくん」のぬり絵を制作し、広く配布する。
10	シアター・コミセン (新規)	地域のコミュニティセンターで、山形市で過去に制作した映像作品等の上映会を行い、地域の魅力の再認識や再発見を図っていく。
11	やまがたクリエイティブ・ ツーリズム	多彩な文化や自然などの地域資産を横断的に活用した体験型のツーリズムを推進していく。
12	創造都市ネットワーク構築 事業	ユネスコ映画都市や国内外の創造都市と連携事業や交流を行い、ネットワークの構築を図っていく。
13	やまがた市民映画学校	山形国際ドキュメンタリー映画祭と連携し、映画上映等を通じ、映画や文化創造都市に対する市民の理解を深める。
14	子どもの映像教育	山形国際ドキュメンタリー映画祭と連携し、市内の学校での上映会や子どもを対象としたワークショップを開催する。
15	PR 事業	SNS や H P、印刷物、PR グッズ等を活用しながら積極的に情報発信を行う。

主な創造都市推進事業

【やまがた創造都市国際会議】

国内外のユネスコ創造都市担当者や映画関係者を招き、映画や創造都市をテーマにシンポジウムを開催し、映像文化が有する創造性や可能性、都市の未来について考えていきます。創造性がどのように持続可能な都市の発展に貢献できるかを議論し、また他分野とのコラボレーションを積極的に行いながら、開催しています。



【映像で山形ルネッサンス】

映像制作を通して、山形市の文化と魅力を見直すとともに、地元映像制作者を支援するプロジェクトです。制作した作品は、山形国際ドキュメンタリー映画祭をはじめ、様々な機会では上映しています。制作した作品には英語字幕をつけ、世界に山形市の文化を発信しています。



【クリエイティブカフェ】

文化に関する様々なテーマについて、幅広い分野からゲストを招き、アットホームな雰囲気の中でトークイベントやワークショップを行いながら、創造性や多様性に触れる機会を創出しています。



【やまがたアーティスト・イン・レジデンス】

国内外で活躍するアーティスト等を山形市に招き、滞在中の制作活動や交流を支援し、文化の多様性に触れる機会を創出するとともに、山形市の文化を国内外に発信しています。



【野外上映会】

山形国際ドキュメンタリー映画祭と連携を図り、「新たな生活様式」を踏まえ、市民が秀逸作品に触れながら映画の新たな楽しみ方を提供する野外上映会を開催しています。



(2) Q1プロジェクト推進事業

Q1（キューイチ）プロジェクトは、第一小学校旧校舎（昭和2年竣工、山形県下初の鉄筋コンクリート造校舎）をリノベーションし、創造都市やまがたの拠点施設として再活用する事業で、令和4年9月のオープンを目指しています。

公民連携（東北芸術工科大学との連携）による手法を用い、施設整備は山形市、運営は民間運営団体が行います。

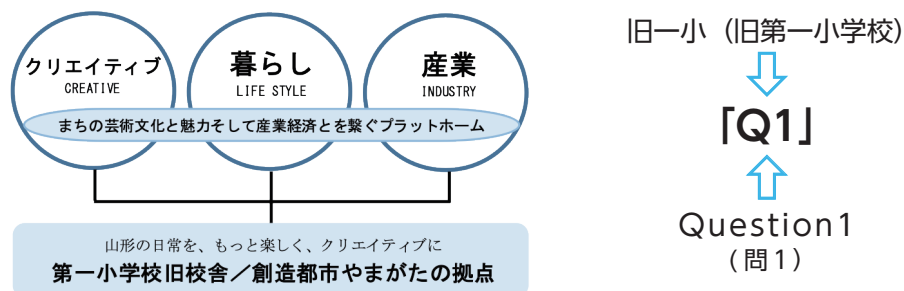
「山形のクリエイティブと産業を暮らしでつなぐ」をコンセプトに、山形の文化、芸術、歴史、伝統など多彩な地域資産を、多くの人々と連携して磨き上げることでより新たな価値（事業、サービス、商品、人材育成など）を創出する創造的活動の場として様々な事業を展開していきます。

◇ 施設名称：やまがたクリエイティブシティセンターQ1

◇ 施設整備

令和3年度 建物改修工事

令和4年度 外構工事、テナント工事 ○令和4年9月施設オープン



◇ 諸室計画

1階 飲食店、物販店、文化財展示室、紅花文庫等

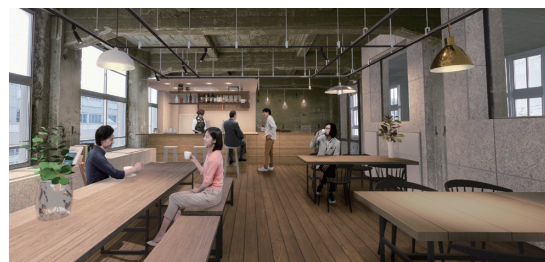
2階 試写室、イベントルーム、オフィス、飲食店、物販店等

3階 オフィス、シェアオフィス、動画配信スタジオ、オープンアトリエ等

地下 交流ルーム、創造都市やまがたPRコーナー等



外観イメージ



内観イメージ

(3) 山形国際ドキュメンタリー映画祭

平成元年に山形市の市制施行 100 周年記念事業としてスタートし、以来、隔年で開催されています。ドキュメンタリー映画に特化したアジアでも数少ない映画祭のひとつで、国内外からも高い評価を得ており、平成 30 年には、米アカデミー賞「長編ドキュメンタリー映画部門」公認映画祭に選ばれています。

映画祭のコンペティション部門は、世界の最新のドキュメンタリー映画を上映する「インターナショナル・コンペティション」と、アジアの新進気鋭の才能を紹介する「アジア千波万波」の2つに分けられます。

また、コンペティション部門だけでなく、映画制作の歴史や多様性に光を当てる特別プログラムやイベントも行っています。こうしたプログラムを通して、ドキュメンタリーという表現形式について議論を交わし、既存の映画とは異なる、自由で独立したノンフィクション映画制作のための新しい場を生み出すことに積極的に取り組んでいます。

<過去5回の推移>

開催年度	開催日数	入場者数(人)	応募作品総数		インターナショナル・コンペティション		アジア千波万波	
			本数	国と地域	応募作品数	国と地域	応募作品数	国と地域
H25	8 日間	22,353	1,761	123	1,153	117	608	63
H27	8 日間	24,290	1,874	124	1,196	116	678	59
H29	8 日間	22,089	1,791	128	1,146	121	645	63
R 元	8 日間	22,858	2,371	130	1,428	123	943	68
R 3	8 日間	21,790	1,972	124	1,155	114	817	70

※令和3年度は、国内限定配信のオンライン開催



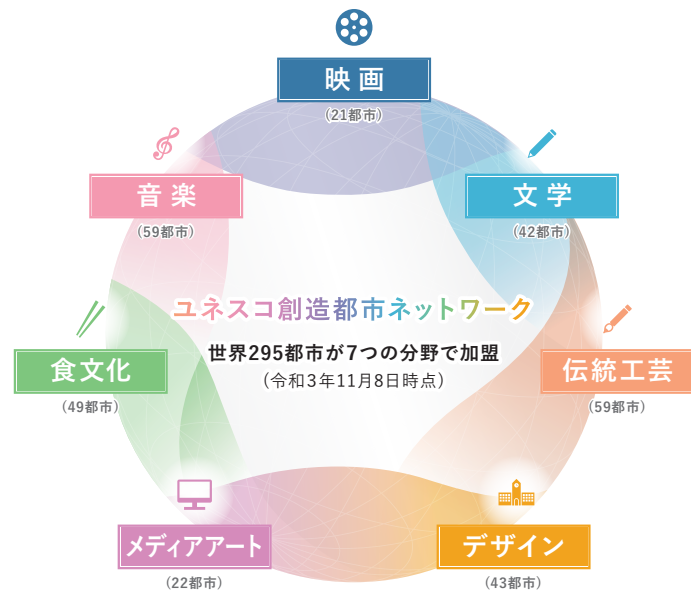
「山形国際ドキュメンタリー映画祭 2017」授賞式

3 ユネスコ創造都市ネットワーク

「ユネスコ創造都市ネットワーク」のミッションステートメント（行動指針）

(1) ユネスコ創造都市ネットワークの使命

- ・ネットワークに加盟することは、都市間で情報、経験、最善慣行などを共有し、創造性と創造産業のPRに向けたパートナーシップを発展させ、文化生活への参加を強化し、文化を都市の開発計画へ取り入れることへの貢献を表明するものである
- ・ネットワークは、特に持続可能な開発のための2030アジェンダとニュー・アーバン・アジェンダといった国際連合の枠組みに更に貢献するものである
- ・ネットワークは、伝統工芸、デザイン、映画、食文化、文学、メディアアート、音楽の7つの創造部門を持つ



(2) ユネスコ創造都市ネットワークの目的

ネットワークは以下のことを目指しています

- ・創造性を持続可能な開発のための戦略的な要素と認識している都市間での国際協力を強化する
- ・官民セクター、市民社会を巻き込んだ連携を通じて、創造性を都市開発の最も重要な要素とするために、加盟都市の取組みを奨励し、強化する
- ・文化活動、文化財やサービスの創造、生産、配給、普及を強化する
- ・創造性とイノベーションの拠点を発展させ、文化部門のクリエイターや専門家のために活動の機会を広げる
- ・特に弱い立場にあるグループや個人のために、文化的生活にアクセス・参加しやすく、文化財や文化的なサービスを享受しやすくする
- ・文化と創造性を地域の開発戦略、政策、計画に十分に取り入れる

【映画分野加盟都市】

ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市は、認定された分野ごとの「サブネットワーク」と呼ばれるグループに所属し、様々な活動を連携・協力して行っています。

山形市が所属する「映画サブネットワーク」は、映画分野に加盟している21都市がメンバーとして、定期的なミーティングや情報共有、連携プロジェクトなどを行っています。

映画分野加盟都市(21都市)

都市名	国名	加盟年	都市名	国名	加盟年
① ブラッドフォード	イギリス	2009	⑫ 青島	中国	2017
② シドニー	オーストラリア	2010	⑬ テラッサ	スペイン	2017
③ プサン	韓国	2014	⑭ ムンバイ	インド	2019
④ ゴールウェイ	アイルランド	2014	⑮ サラエボ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2019
⑤ ソフィア	ブルガリア	2014	⑯ バリャドリッド	スペイン	2019
⑥ ビトラ	マケドニア共和国	2015	⑰ ボツダム	ドイツ	2019
⑦ ローマ	イタリア	2015	⑱ ウェリントン	ニュージーランド	2019
⑧ サントス	ブラジル	2015	⑲ カンヌ	フランス	2021
⑨ 山形市	日本	2017	⑳ クルージュ・ナボカ	ルーマニア	2021
⑩ プリズトル	イギリス	2017	㉑ グディニア	ポーランド	2021
⑪ ウッチ	ポーランド	2017			

(加盟認定順)

【国内加盟都市と加盟分野】





山形市公式ホームページ



ユネスコ創造都市やまがた



やまがたクリエイティブシティ
センターQ1

